

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	京都市 生活保護事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

京都市長

公表日

令和6年10月22日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の内容	生活保護法に基づき、以下の事務を行う。 (外国人は生活保護法の対象とはならないが、昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、日本人に対する決定実施の取扱いに準じて事務を行う。) ・生活に困窮する方の相談、申請を受け付け面接、申請情報を記録する。 ・申請者に対する生活の状況、扶養義務者の有無、資産の活用可能性等を調査する。 ・申請、調査の状況に応じて、各扶助(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)の支給の決定をし、口座振込、窓口支給、現物等の方法で支給する。 ・不適正に支給された扶助費について、返還金、徴収金の請求、管理を行う。 ・生活保護業務の状況や各事務の継続的な調査や点検を行い、統計資料、監査資料等を作成する。 ・対象者の申請に基づき、就労自立給付金の支給をする。 ・対象者の申請に基づき、進学準備給付金の支給をする。 なお、医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務を行う。 ・生活保護システムから医療保険者等中間サーバー等へ特定個人情報を登録する。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において資格履歴を管理する。(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等において本人確認事務を行う。(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等において機関別符号の取得等を行う。(※) ※社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金という。)へ事務を委託する。
③対象人数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	生活保護システム
②システムの機能	現業機能 ・生活保護の相談、申請を受け付け、相談、申請受理情報を管理する。 ・申請者、受給者の保護の実施に必要な各種情報を登録し管理する。 ・申請者、受給者の生活保護要否に係る調査及び調査に係る命令、依頼を実施する。 ・申請者、受給者の状況から生活保護各扶助の決定登録、扶助額計算を行う。 ・生活保護に係る証明を行う。 医療／介護機能 ・医療、介護の申請を受理管理する。 ・医療、介護に係る各種要否意見書を発行する。 ・医療、介護の資格、認定情報を登録管理する。 ・医療券、介護券、調剤券、治療材料券、施術券を発行する。 ・医療、介護扶助に係るレセプト、サービス請求の資格点検、発券突合処理を行う。 ・支払基金の医療保険者等向け中間サーバー等へ、医療扶助のオンライン資格確認に係る被保護者の特定個人情報、資格情報及び医療券・調剤券情報の登録を行う。 ・医療扶助のオンライン資格確認に係る資格確認実績(ログ情報)や被保険者枝番を管理する。 ・医療扶助のオンライン資格確認に係る個人情報の提供に関する制御情報を管理する。 経理事務機能 ・生活保護費支給決定及び決定額の再鑑に係る事務を行う。 ・保護費の口座支給、窓口支給を行い、支給履歴を管理する。 ・保護費の戻入に関する調書作成、情報管理を行う。 債権機能 ・返還金、徴収金の登録、管理簿の作成、収入の管理を行う。 ・返還金、徴収金の時効管理、督促を行う。 統計機能 ・システムに登録された情報から、厚生労働省報告用データの収集、作成、庁内報告用資料の作成を行う。 システム管理機能 ・生活保護業務に係るシステムユーザーの人事異動情報の登録、管理を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (既存業務システム、医療保険者等向け中間サーバー等)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	マイナンバー連携システム
②システムの機能	<p>既存の業務システムと、中間サーバーを連携するための情報システムであり、主に以下の機能を有する。</p> <p>1 団体内統合宛名番号の管理機能 各業務システムが個別に保有する宛名情報(氏名・住所・性別・生年月日の基本4情報)を統合・管理したうえで、個人を一意に特定できる番号(団体内統合宛名番号)を付番・管理し、個人番号と紐付ける機能</p> <p>2 中間サーバーとの連携機能 中間サーバーに対し、他の行政機関等に提供する特定個人情報を登録するとともに、他の行政機関等に対する特定個人情報の照会を要求する機能</p> <p>3 符号要求機能 団体内統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求、取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番をCSコネクタに送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存業務システム、中間サーバー)</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する</p> <p>2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行なう</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行なう</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する</p> <p>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行なう</p> <p>10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行なう</p>
③他のシステムとの接続	<p><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>

システム4									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等								
②システムの機能	<p>支払基金側のシステムであるが、委託元として評価を実施する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、運用支援環境、医療保険者等向け中間サーバー、運用支援環境(情報提供サーバー)にて構成されている。</p> <p>1. 資格履歴管理事務に関する機能 ・自治体・福祉事務所から登録された、被保護者の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する。 ・オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。</p> <p>2. 本人確認事務に関する機能 個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から基本4情報等の本人確認情報を取得し、登録する資格情報の正確性を担保する。</p> <p>3. 機関別符号の取得事務等に関する機能 情報提供等記録開示システム(以下「マイナポータル」という。)の自己情報開示の求めに対して、オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐づけるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 (生活保護システム)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (生活保護システム)	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (生活保護システム)									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									
3. 特定個人情報ファイル名									
生活保護受給関連情報ファイル									
4. 個人番号の利用 ※									
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 番号法第9条第2項に基づく条例								
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※									
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <small><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small>								
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠 (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第13項、第14項、第20項、第28項、第37項、第42項、第49項、第53項、第59項、第63項、第69項、第74項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第108項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項 (2) 番号法第19条第5号</p> <p>2 情報照会の根拠 (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第18項、第40項、第42項、第43項、第48項、第161項、第162項 (2) 番号法第9条第2項に基づく条例 (3) 番号法第14条第2号</p>								
6. 評価実施機関における担当部署									
①部署	保健福祉局 生活福祉部 生活福祉課								
②所属長の役職名	生活福祉課長								
7. 他の評価実施機関									
-									

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給関連情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・生活保護受給者、申請／相談者 ・返還金・徴収金の債務がある元受給者
その必要性	生活保護業務執行のため。また、決定済みの未収債権の管理のため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報 対象者を正確に特定するために記録 ○連絡先情報 対象者の世帯情報及び通知等の送付先の把握のために記録 ○業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・地方税関係情報: 収入状況を把握し、適正な扶助の支給をするために保有。 ・健康・医療関係情報: 健康状態を把握し、適正な扶助の支給、指導支援をするために保有。 ・医療保険関係情報: 適正な医療扶助等の支給、他法他施策活用のために保有。 ・児童福祉・子育て関係情報: 他法他施策活用のために保有。 ・障害者福祉関係情報: 他法他施策活用のために保有。 ・生活保護・社会福祉関係情報: 主業務(生活保護業務)のために保有。 ・介護・高齢者福祉関係情報: 他法他施策活用のために保有。 ・雇用・労働関係情報: 収入状況を把握し、適正な扶助の支給をするために保有。 ・年金関係情報: 他法他施策活用のために保有。 ・学校・教育関係情報: 適正な教育扶助をするために保有。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	京都市 保健福祉局 生活福祉部 生活福祉課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (又化巾氏局地境日沿推運至、行財政局稅務部、十こも若者はぐくみ局子ども家庭支援課、保健福祉局介護ケア推進課、教育委員会、保健福祉局障害保健福祉推進室 都市計画局住宅管理課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (医療保険者、日本年金機構、デジタル庁 等) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村 等) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (医療機関、介護事業者、金融機関、勤務先企業 等) <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体システム機構)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、本市共通システム基盤の情報提供によるもの)	
③使用目的 ※	生活保護業務の適正な執行と申請者、受給者の簡便性の担保のため。	
④使用の主体	使用部署	保健福祉局生活福祉部生活福祉課、各区役所・支所健康福祉部生活福祉課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 保護開始、変更、廃止決定に係る事務に使用 2. 医療扶助に係る事務に使用 3. 介護扶助に係る事務に使用 4. 経理・債権管理に係る事務に使用
	情報の突合	1. 居住情報、収入情報、課税状況、手当年金給付状況、障害認定情報、勤務先、在学先等の個人情報を申告情報と突合し、生活保護の開始、廃止、変更、必要な扶助額計算、指導指示等に係る事務に利用する。 2. 医療機関所見情報、医療保険その他公的医療制度資格情報を申告情報と突合し、生活保護医療扶助の適切な公費負担額の算定等に利用する。 3. 介護保険資格情報、介護認定状況、介護サービスに係る情報等を入手登録し、申告情報と突合し、生活保護介護扶助の適切な支給や、介護保険料代理納付に係る事務に利用する。 4. 口座情報、収入情報、債務状況、金融資産情報を申告情報と突合し、適切な扶助費支給に係る事務、また不正受給の発見と返還徴収に係る事務に利用する。また、扶助費支給のため、被保護者情報と公金受取口座情報を突合する。(※公金受取口座利用希望者のみ)
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	システムのソフト保守・開発委託	
①委託内容	システムのソフト保守・開発	
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	医療扶助のオンライン資格確認に係る業務	
①委託内容	・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	社会保険診療報酬支払基金	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の保守・運用業務等

委託事項3		医療扶助のオンライン資格確認に係るデータ登録業務	
①委託内容		医療扶助のオンライン資格確認に係るデータ登録業務	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通JAPAN株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (28) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (30) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない		
提供先1	都道府県知事		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第13項		
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務		
③提供する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給等を申請した者及び関係者のうち、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者		
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度		
提供先2～5			
提供先2	市町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第14項		
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務		
③提供する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による通所給付等の申請を行った者及び関係者のうち、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者		

⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先3	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第18項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費, 高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による入所給付等の申請をした者及び関係者のうち, 本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先4	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第20項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収を受ける者及び関係者のうち, 本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先5	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第40項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの

④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神保健及び精神障害福祉に関する法律による費用の徴収の対象者のうち、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先6～10		
提供先6	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第42項	
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	
③提供する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市等で生活保護を受けている又は申請する者のうち、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先7	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第48、49項	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	
③提供する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課決定等を受ける者のうち、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	

提供先8	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第53項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	公営住宅への入居の申請等を行った者及び同居者のうち、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先9	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第74項
②提供先における用途	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民年金の被保険者及び被保険者の属する世帯のうち、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先10	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第76項
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	改良住宅の入居等の申請者及び同居者について、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者

⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先11～15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第86項
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	措置に係る申請を行った者及びその扶養義務者について、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第87項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	措置を受けている者及びその扶養義務者等について、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先13	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第89項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のないもので現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの

④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	母子父子家庭等及び寡婦日常生活支援事業の申請を行った者と同じの世帯に属する者の内、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先14	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第96項	
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務	
③提供する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	母子保健法による養育医療の給付等の申請を行った児童の扶養義務者の内、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先15	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第125項	
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	
③提供する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	中国残留邦人等支援給付を受給又は申請を行った者の内、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	

提供先16～20	
提供先16	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第128項
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給を申請する者の内、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先17	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第132項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給, 地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法による介護保険加入者の内、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先18	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第141項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
③提供する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	学資貸与者, 申請者及び関係者の内、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者

⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
移転先1	行財政局 税務部
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課決定等を受ける者のうち、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先2～5	
移転先2	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法による介護保険加入者の内、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先3	保健福祉局 生活福祉部 保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険に加入している又は申請する者の内、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先4	保健福祉局 生活福祉部 保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療保険に加入している又は申請する者の内、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先5	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録に関する事務
③移転する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ

⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先6～10	
移転先6	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務
③移転する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先7	保健福祉局 障害保健福祉推進室
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	児童福祉法による療育の給付に関する事務 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
③移転する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先8	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 児童福祉センター児童相談所
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの

④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他（本市共通システム基盤の情報提供機能）	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先9	保健福祉局 障害保健福祉推進室	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例	
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費, 障害児相談支援給付費等の支給等に関する事務	
③移転する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他（本市共通システム基盤の情報提供機能）	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先10	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例	
②移転先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	
③移転する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他（本市共通システム基盤の情報提供機能）	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先11～15	
移転先11	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務
③移転する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先12	保健福祉局 保健衛生推進室 健康安全課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	予防接種法による予防接種の実施, 給付の支給又は実費の徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先13	保健福祉局 障害保健福祉推進室
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ

⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先14	保健福祉局 ころの健康増進センター	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例	
②移転先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察, 入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 障害者総合支援法による自立支援給付のうち, 自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務	
③移転する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] 1万人以上10万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先15	保健福祉局 障害保健福祉推進室	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例	
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	
③移転する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] 1万人以上10万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先16～20		
移転先16	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例	
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務	

③移転する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="radio"/> 紙 <input type="radio"/> その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先17	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	母子保健法による保健指導, 新生児の訪問指導, 健康診査, 妊娠の届出, 母子健康手帳の交付, 妊産婦の訪問指導, 低体重児の届出, 未熟児の訪問指導, 養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="radio"/> 紙 <input type="radio"/> その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先18	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
③移転する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="radio"/> 紙 <input type="radio"/> その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先19	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
③移転する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先20	保健福祉局 障害保健福祉推進室
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><京都市における措置></p> <p>①サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設けており、入退室管理を静脈認証により行っている。</p> <p>②サーバー室の出入口を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。</p> <p>③申請書、出力帳票等の紙書類については、関係者以外の立ち入れない執務室内にて保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

* 以下の「業務個人番号」は、番号法導入前から使用している生活保護システム上の管理番号であり、番号法の「個人番号」とは異なる。

現業

個人情報	徴収区分名称	期末一時区分名称	定例 外 教育通学
事業コード	特定疾病	第1類額	定例 外 高校基本
福祉事務所コード	特定疾病名称	別居第2類額	定例 外 高校学級
管轄コード	特定疾病他名称	別居冬季加算額	定例 外 高校授業
管轄コード名称	保険者番号	期末一時額	定例 外 期末一時
事業管理番号	被保険者番号	居宅生活費計	定例 外 救護費
ケース番号	保険料額	就労収入コード	定例 外 更生費
決定年月日	保険料別送区分	就労収入コード名称	定例 外 救護事務費
員番号	保険料別送区分名称	収入額	定例 外 更生事務費
業務個人番号	介護費	不安定収入額	定例 外 施設保険料
保護開始年月日	異動コード	不安定控除額	定例 外 施設用品
続柄	異動コード名称	基礎控除区分	定例 外 施設期末
続柄名称	備考	基礎控除区分名称	定例 外 予備01
生保年齢	学校種別	基礎控除額	定例 外 予備02
職業コード	学校コード	新規就労控除区分	定例 外 予備03
職業コード名称	学校基準額	新規就労控除区分名称	定例 外 予備04
職業コード他名称	学校給食費	新規就労控除額	定例 外 予備05
学年コード	学校通学費	新規就労控除期限	定例 外 合計
学年コード名称	学校給食費別送区分	未成年者控除区分	入院所状況
学年コード他名称	学校給食費別送名称	未成年者控除区分名称	障害傷病状況
級地	高校基本額	未成年者控除額	開始後初就労開始
級地名	高校学級費	必要経費	雇用形態
冬季加算区	高校授業料	特別控除額	職業分類
冬季加算区名称	医療機関種別	特別控除期限	就労開始年月
別居区分	医療機関コード	控除額計	就労日数
別居区分名称	日用品費区分	就労外収入計	必要経費 税金
入院付添コード	日用品費区分名称	賞与額	必要経費 社会保険料
入院付添コード名称	日用品費額	賞与必要経費	必要経費 交通費
給食寝具負担額	日用品費冬季加算額	賞与特別控除額	必要経費 その他
国籍コード	病院給食費区分	賞与特別控除認定月	賞与必要経費 税金
国籍コード名称	病院給食費区分名称	賞与分割回数	賞与必要経費 社保料
医療保険	病院給食費	賞与認定期限	賞与必要経費 その他
医療保険名称	日用品費別送区分	賞与認定額	PKG予備01
住宅種別	日用品費別送区分名称	廃止区分	PKG予備02
住宅種別名称	病類区分	最低生活費計	PKG予備03
住宅実費額	病類区分名称	収入充当額計	PKG予備04
住宅認定額	施設種別	収入日割する計	PKG予備05
住宅費別送区分	施設コード	収入日割なし計	予備01
住宅費別送区分名称	入所年月日	定例 外 居宅	予備02
民間住宅種別	施設基準区分	定例 外 日用品費	予備03
民間住宅コード	施設基準区分名称	定例 外 宿提施設	予備04
住宅管理番号	施設基準額	定例 外 介護施設	予備05
住宅風呂	施設冬季加算額	定例 外 他施設	削除フラグ
住宅風呂名称	施設給食費	定例 外 保険料	更新年月日
加算額合計	施設費別送区分	定例 外 保険料代理	更新時刻
ひとり親区分	施設費別送区分名称	定例 外 ひとり親	更新者職員番号
ひとり親採用区分	施設事務費区分	定例 外 住宅	住宅更新料有無
ひとり親額	施設事務費区分名称	定例 外 住宅代理	住宅更新料有無名称
介護保険資格区分	施設事務費	定例 外 教育基準	基準額学校長払フラグ
徴収区分	期末一時区分	定例 外 教育給食	給食費学校長払フラグ

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

* 以下の「業務個人番号」は、番号法導入前から使用している生活保護システム上の管理番号であり、番号法の「個人番号」とは異なる。

現業

交通費学校長払フラグ	開始理由	決裁連番番号	最生	施設期末一時
学校学習支援費	開始理由名称	決定調書番号	最生	介護費
学支学校長払フラグ	開始理由他名称	住宅種別	最生	予備01
定例 外 教育学支	申請職権区分	住宅種別名称	最生	予備02
施設給食費区分	申請職権区分名称	住宅実費額	最生	予備03
施設給食費区分名称	遅延理由	住宅認定額	最生	予備04
ユニット型施設フラグ	遅延理由名称	住宅期限	最生	予備05
介護事業者番号	遅延理由他名称	地代期限	最生	合計
介護施設区分	開始種別	短期入院期限		収入充当額計
介護施設区分名称	開始種別名称	期限予備1		収入日割する計
介護保険料加算期限	保護歴	期限予備2		収入日割なし計
高校学習支援費	保護歴名称	期限予備3	定例	居宅
定例 外 高校学支	変更年月日	期限予備4	定例	日用品費
定例 外 共益居宅	変更理由名称1	期限予備5	定例	宿提施設
定例 外 共益日用品	変更理由名称2	世帯主員番号	定例	介護施設
定例 外 共益救護	変更理由名称3	保護人数	定例	他施設
定例 外 共益更生	変更理由名称4	第2類人数	定例	保険料
定例 外 共益宿提	停止年月日	第2類額	定例	保険料代理
定例 外 共益介護	停止理由	冬季加算額	定例	ひとり親
定例 外 共益他施	停止理由名称	生活扶助フラグ	定例	住宅
定例 外 共益種別	停止理由他名称	住宅扶助フラグ	定例	住宅代理
定例 外 共益コード	停止期限	教育扶助フラグ	定例	教育基準
定例 外 共介護区分	再開年月日	介護扶助フラグ	定例	教育給食
定例 外 償還居宅	再開理由	医療扶助フラグ	定例	教育通学
定例 外 償還日用品	再開理由名称	出産扶助フラグ	定例	高校基本
定例 外 償還救護	再開理由他名称	生業扶助フラグ	定例	高校学級
定例 外 償還更生	廃止年月日	葬祭扶助フラグ	定例	高校授業
定例 外 償還宿提	廃止理由	最生	居宅	期末一時
定例 外 償還介護	廃止理由名称	最生	日用品費	定例
定例 外 償還他施	廃止理由他名称	最生	宿提施設	定例
定例 外 償還種別	世帯類型	最生	介護施設	定例
定例 外 償還コード	世帯類型名称	最生	他施設	定例
定例 外 償介護区分	労働力類型	最生	保険料	定例
世帯情報	労働力類型名称	最生	保険料代理	定例
事業コード	扶助の種類	最生	ひとり親	定例
福祉事務所コード	扶助の種類名称	最生	住宅	定例
管轄コード	ケース格付	最生	住宅代理	定例
管轄コード名称	ケース格付名称	最生	教育基準	定例
事業管理番号	母子世帯別	最生	教育給食	定例
ケース番号	母子世帯別名称	最生	教育通学	定例
決定年月日	児童世帯別	最生	高校基本	定例
起案区分	児童世帯別名称	最生	高校学級	定例
起案区分名称	世帯分離有無	最生	高校授業	定例
処理内容	世帯分離有無名称	最生	期末一時	定例
処理内容名称	世帯分離メモ	最生	救護費	定例
地区コード	費用区分	最生	更生費	定例
地区コード名称	費用区分名称	最生	救護事務費	定例
民生委員番号	居宅支払方法	最生	更生事務費	定例
世帯主個人番号	居宅支払方法名称	最生	施設保険料	定例
保護開始年月日	口座管理番号	最生	施設日用品費	定例

定例 居 教育基準	更新時刻	債権番号5	居室
定例 居 教育給食	更新者職員番号	納入充当額5	日用品費
定例 居 教育通学	汎用期限1 名称	納入充当額計	宿施設
定例 居 高校基本	汎用期限1 期限	定例 納 居室	介護施設
定例 居 高校学級	汎用期限2 名称	定例 納 日用品費	他施設
定例 居 高校授業	汎用期限2 期限	定例 納 救護費	保険料
定例 居 期末一時	汎用期限3 名称	定例 納 更生費	ひとり親
定例 居 予備01	汎用期限3 期限	定例 納 宿施設	住宅
定例 居 予備02	変更先区コード	定例 納 介護施設	教育基準
定例 居 予備03	変更先区コード名称	定例 納 他施設	教育給食
定例 居 予備04	変更先学区コード	定例 納 期末一時	教育通学
定例 居 予備05	変更先学区コード名称	定例 納 住宅	高校基本
定例 居 合計	変更先町コード	定例 納 教育基準	高校学級
余剰金額	変更先町コード名称	定例 納 教育給食	高校授業
前回の廃止年月	変更先連番	定例 納 教育通学	期末一時
扶養数 配偶者	郵便番号	定例 納 教育学支	科目予備01
仕送数 配偶者	電話番号	定例 納 高校基本	科目予備02
仕送額 配偶者	住所1	定例 納 高校学級	科目予備03
扶養数 父母	住所2	定例 納 高校授業	科目予備04
仕送数 父母	方書	定例 納 高校学支	科目予備05
仕送額 父母	最生 教育学支	定例 納 救護事務費	合計
扶養数 子	定例 教育学支	定例 納 更生事務費	追給支払方法
仕送数 子	定例 居 教育学支	定例 納 合計	追給支払方法名称
仕送額 子	介護施設区分	汎用期限4 名称	決定年月日
扶養数 兄弟姉妹	介護施設区分名称	汎用期限4 期限	PKG予備01
仕送数 兄弟姉妹	文書記号番号	汎用期限5 名称	PKG予備02
仕送額 兄弟姉妹	リストフラグ	汎用期限5 期限	PKG予備03
扶養数 その他	残留邦人世帯年齢1	汎用期限6 名称	PKG予備04
仕送数 その他	残留邦人世帯年齢2	汎用期限6 期限	PKG予備05
仕送額 その他	最生 高校学支	汎用期限7 名称	予備01
介護本人支払額員番号	定例 高校学支	汎用期限7 期限	予備02
介護本人支払額	定例 居 高校学支	汎用期限8 名称	予備03
医療本人支払額員番号	変更理由親1	汎用期限8 期限	予備04
医療本人支払額	変更理由親2	汎用期限9 名称	予備05
遁減率	変更理由親3	汎用期限9 期限	削除フラグ
中国世帯区分	変更理由親4	共益費	更新年月日
中国世帯人数	変更理由子1	共益費種別	更新時刻
中国世帯備考	変更理由子2	共益費コード	更新者職員番号
PKG予備01	変更理由子3	償還金	返還区分
PKG予備02	変更理由子4	償還金種別	返還区分名称
PKG予備03	定例 居 救護費	償還金コード	教育学支
PKG予備04	定例 居 更生費	償還金期限	救護費
PKG予備05	債権番号1	世帯追給計算	更生費
予備01	納入充当額1	事業コード	救護事務費
予備02	債権番号2	福祉事務所コード	更生事務費
予備03	納入充当額2	管轄コード	高校学支
予備04	債権番号3	管轄コード名称	介護施設区分
予備05	納入充当額3	事業管理番号	世帯日割計算
削除フラグ	債権番号4	ケース番号	事業コード
更新年月日	納入充当額4	月区分	福祉事務所コード

管轄コード	程度 予備02	救護事務費	共益 介護施設
管轄コード名称	程度 予備03	更生事務費	共益 他施設
事業管理番号	程度 予備04	施設保険料	共益 種別
ケース番号	程度 予備05	施設日用品費	共益 コード
月区分	PKG予備01	施設期末一時	共益 介護施設区分
日割 居宅	PKG予備02	科目予備01	償還 居宅
日割 日用品費	PKG予備03	科目予備02	償還 日用品費
日割 宿提施設	PKG予備04	科目予備03	償還 救護費
日割 介護施設	PKG予備05	科目予備04	償還 更生費
日割 他施設	予備01	科目予備05	償還 宿提施設
日割 保険料	予備02	合計	償還 介護施設
日割 保険料代理	予備03	追給支払方法	償還 他施設
日割 ひとり親	予備04	追給支払方法名称	償還 種別
日割 住宅	予備05	決定年月日	償還 コード
日割 住宅代理	削除フラグ	PKG予備01	償還 介護施設区分
日割 教育基準	更新年月日	PKG予備02	世帯戻入
日割 教育給食	更新時刻	PKG予備03	事業コード
日割 教育通学	更新者職員番号	PKG予備04	福祉事務所コード
日割 高校基本	日割 教育学支	PKG予備05	管轄コード
日割 高校学級	日割 高校学支	予備01	管轄コード名称
日割 高校授業	個人追給計算	予備02	事業管理番号
日割 期末一時	事業コード	予備03	ケース番号
日割 救護費	福祉事務所コード	予備04	居宅
日割 更生費	管轄コード	予備05	日用品費
日割 救護事務費	管轄コード名称	削除フラグ	宿提施設
日割 更生事務費	事業管理番号	更新年月日	介護施設
日割 施設保険料	ケース番号	更新時刻	他施設
日割 施設日用品費	員番号	更新者職員番号	保険料
日割 施設期末一時	月区分	教育学支	保険料代理
日割 予備01	居宅	日用品費指定医療種別	ひとり親
日割 予備02	日用品費	日用品費指定医療コード	住宅
日割 予備03	宿提施設	施設費指定施設種別	住宅代理
日割 予備04	介護施設	施設費指定施設コード	教育基準
日割 予備05	他施設	介施設指定介事者番号	教育給食
日割 合計	保険料	介施設指定介護区分	教育通学
程度 生活 支給	保険料代理	施事費指定施設種別	高校基本
程度 生活 施設	ひとり親	施事費指定施設コード	高校学級
程度 生活 ひとり親	住宅	教基費指定学校種別	高校授業
程度 保険料 支給	住宅代理	教基費指定学校コード	期末一時
程度 保険料 代理	教育基準	教給費指定学校種別	科目予備01
程度 住宅 支給	教育給食	教給費指定学校コード	科目予備02
程度 住宅 代理	教育通学	教通費指定学校種別	科目予備03
程度 教育	高校基本	教通費指定学校コード	科目予備04
程度 高校	高校学級	教学費指定学校種別	科目予備05
程度 合計	高校授業	教学費指定学校コード	合計
程度 事務費	期末一時	共益 居宅	免除額
程度 期末一時	施設種別	共益 日用品費	決定年月日
程度 施設期末一時	施設コード	共益 救護費	PKG予備01
程度 施設本人支払額	救護費	共益 更生費	PKG予備02
程度 予備01	更生費	共益 宿提施設	PKG予備03

PKG予備04	施設日用品費	支払種別	加算採用区分名称
PKG予備05	施設期末一時	支払種別名称	加算期限
予備01	科目予備01	訂正用既認定額	PKG予備01
予備02	科目予備02	訂正用認定額	PKG予備02
予備03	科目予備03	訂正用差額	PKG予備03
予備04	科目予備04	PKG予備01	PKG予備04
予備05	科目予備05	PKG予備02	PKG予備05
削除フラグ	合計	PKG予備03	予備01
更新年月日	PKG予備01	PKG予備04	予備02
更新時刻	PKG予備02	PKG予備05	予備03
更新者職員番号	PKG予備03	予備01	予備04
月区分	PKG予備04	予備02	予備05
返還区分	PKG予備05	予備03	削除フラグ
返還区分名称	予備01	予備04	更新年月日
教育学支	予備02	予備05	更新時刻
救護費	予備03	削除フラグ	更新者職員番号
更生費	予備04	更新年月日	個人就労外
救護事務費	予備05	更新時刻	事業コード
更生事務費	削除フラグ	更新者職員番号	福祉事務所コード
高校学支	更新年月日	書類区分	管轄コード
現業支給	更新時刻	書類区分名称	管轄コード名称
事業コード	更新者職員番号	備考	事業管理番号
福祉事務所コード	教育学支	介護事業者番号	ケース番号
管轄コード	高校学支	収入種別区分	決定年月日
管轄コード名称	個人一時扶助	収入種別区分名称	員番号
事業管理番号	事業コード	充当額	連番2桁
ケース番号	福祉事務所コード	訂正用既充当額	親コード
月区分	管轄コード	訂正用充当額	親コード名称
居室	管轄コード名称	訂正用充当差額	子コード
日用品費	事業管理番号	返還区分	子コード名称
宿提施設	ケース番号	返還区分名称	金額
介護施設	決定年月日	学校種別	控除額
他施設	員番号	学校コード	認定額
保険料	連番2桁	施術者番号	認定期限
保険料代理	経理科目コード	個人加算	日割区分
ひとり親	経理科目コード名称	事業コード	日割区分名称
住宅	金現区分	福祉事務所コード	PKG予備01
住宅代理	金現区分名称	管轄コード	PKG予備02
教育基準	支給額	管轄コード名称	PKG予備03
教育給食	件数	事業管理番号	PKG予備04
教育通学	月分	ケース番号	PKG予備05
高校基本	認定期限	決定年月日	予備01
高校学級	支払先別送区分	員番号	予備02
高校授業	支払先別送区分名称	加算コード	予備03
期末一時	医療機関種別	加算コード名称	予備04
救護費	医療機関コード	人数	予備05
更生費	業者種別	加算額	削除フラグ
救護事務費	業者コード	加算停止区分	更新年月日
更生事務費	施設種別	加算停止区分名称	更新時刻
施設保険料	施設コード	加算採用区分	更新者職員番号

特徴額	PKG予備03	申請者方書	扶養者からの続柄名称
個人保険料	PKG予備04	申請者電話番号	要被保護者からの続柄
事業コード	PKG予備05	受付職員番号	要被保護者からの続名
福祉事務所コード	予備01	備考	扶養義務者電話番号
管轄コード	予備02	処理内容	登録年月日
管轄コード名称	予備03	処理内容名称	次回照会有無
事業管理番号	予備04	開始年月日	次回照会有無名称
ケース番号	予備05	却下年月日	特記事項
決定年月日	削除フラグ	取下げ年月日	処理対象フラグ
員番号	更新年月日	統計計上年月	被養育者区分
月	更新時刻	PKG予備01	PKG予備01
保険料額	更新者職員番号	PKG予備02	PKG予備02
PKG予備01	受給者番号	PKG予備03	PKG予備03
PKG予備02	申請世帯	PKG予備04	PKG予備04
PKG予備03	事業コード	PKG予備05	PKG予備05
PKG予備04	福祉事務所コード	予備01	予備01
PKG予備05	管轄コード	予備02	予備02
予備01	管轄コード名称	予備03	予備03
予備02	事業管理番号	予備04	予備04
予備03	ケース番号	予備05	予備05
予備04	世帯主個人番号	削除フラグ	削除フラグ
予備05	申請年月日	更新年月日	更新年月日
削除フラグ	申請職権区分	更新時刻	更新時刻
更新年月日	申請職権区分名称	更新者職員番号	更新者職員番号
更新時刻	申請理由	区コード	扶養義務者分類
更新者職員番号	申請理由名称	区コード名称	扶養義務者分類名
申請個人	申請理由他名称	学区コード	扶養義務者(調査)
事業コード	申請経路	学区コード名称	事業コード
事業管理番号	申請経路名称	町コード	福祉事務所コード
福祉事務所コード	申請経路他名称	町コード名称	管轄コード
管轄コード	世帯類型	連番	管轄コード名称
管轄コード名称	世帯類型名称	申請者住所2	事業管理番号
ケース番号	転入有無	受理番号	ケース番号
員番号	転入有無名称	担当職員番号	業務個人番号
業務個人番号	不動産土地有無	担当所属CD	照会先連番
世帯主フラグ	不動産土地有無名称	扶養義務者	調査年月日
資産申告フラグ	不動産家屋有無	事業コード	回答期限年月日
収入申告フラグ	不動産家屋有無名称	福祉事務所コード	発行年月日
同意書フラグ	自動車有無	管轄コード	回答年月日
検診命令フラグ	自動車有無名称	管轄コード名称	職業コード
扶養調査フラグ	原付バイク有無	事業管理番号	職業コード名称
預貯金調査フラグ	原付バイク有無名称	ケース番号	学年コード
予備フラグ1	生命保険有無	業務個人番号	学年コード名称
予備フラグ2	生命保険有無名称	照会先連番	精神的支援可否
予備フラグ3	学資保険有無	扶養義務者氏名カナ	精神的支援可否名称
予備フラグ4	学資保険有無名称	扶養義務者氏名	精神的支援開始時期
予備フラグ5	申請者氏名カナ	扶養義務者郵便番号	精神的支援内容
処理内容	申請者氏名	扶養義務者住所	精神的支援緊急連絡先
PKG予備01	申請者郵便番号	扶養義務者方書	金銭的支援可否
PKG予備02	申請者住所	扶養者からの続柄	金銭的支援可否名称

金銭的支援可否理由	面接年月日	助言援助内容	管轄コード
金銭的支援開始時期	面接時刻	助言援助内容名称	管轄コード名称
金銭的支援援助金額	面接時刻名称	水道利用有無	ケース番号
金銭的支援内容	面接時刻他名称	水道利用有無名称	処遇方針コード
資産状況有無	面接関係コード	電気利用有無	処遇方針コード名称
資産状況有無名称	面接関係名称	電気利用有無名称	処遇方針その他名称
資産状況家屋延面積	面接関係他名称	ガス利用有無	処遇方針
資産状況宅地延面積	面接者氏名カナ	ガス利用有無名称	備考所見
資産状況畑延面積	面接者氏名	世帯類型コード	PKG予備1
資産状況山林延面積	面接者郵便番号	世帯類型名称	PKG予備2
負債状況有無	面接者住所	預貯金調査依頼	PKG予備3
負債状況有無名称	面接者方書	事業コード	PKG予備4
住宅ローン返済額	面接者電話番号	福祉事務所コード	PKG予備5
住宅ローン返済予定	面接内容	管轄コード	予備1
負債状況その他	面接内容名称	管轄コード名称	予備2
健保加入コード	面接内容他名称	事業管理番号	予備3
健保加入コード名称	面接結果	ケース番号	予備4
健保加入コード他名称	面接結果名称	前々郵便番号	予備5
被扶養者認定コード	面接職員番号	前々住所	削除フラグ
被扶養者認定名称	申請意思有無	前々方書	更新年月日
被扶養者認定他名称	申請意思有無名称	前郵便番号	更新時刻
回答登録年月日	特記事項	前住所	更新者職員番号
次回照会有無	PKG予備01	前方書	訪問計画情報
備考	PKG予備02	本籍筆頭者氏名カナ	事業コード
PKG予備01	PKG予備03	本籍筆頭者氏名	年度
PKG予備02	PKG予備04	本籍郵便番号	事業管理番号
PKG予備03	PKG予備05	本籍住所	福祉事務所コード
PKG予備04	予備01	本籍方書	管轄コード
PKG予備05	予備02	基準年月日	管轄コード名称
予備01	予備03	回答期限年月日	ケース番号
予備02	予備04	特記事項	年月
予備03	予備05	PKG予備01	訪問計画コード
予備04	削除フラグ	PKG予備02	訪問計画コード名称
予備05	更新年月日	PKG予備03	訪問計画その他名称
削除フラグ	更新時刻	PKG予備04	年月日
更新年月日	更新者職員番号	PKG予備05	対応職員番号
更新時刻	保有資産有無	予備01	住宅状況コード
更新者職員番号	保有資産有無名称	予備02	住宅状況コード名称
文書記号番号	家賃金額	予備03	住宅状況その他名称
特記 連絡事項	借家自家区分	予備04	指導指示コード
継続フラグ	借家自家区分名称	予備05	指導指示コード名称
特記 連絡事項 養育	申請に至らぬ理由	削除フラグ	指導指示その他名称
面接	申請に至らぬ理由名称	更新年月日	保有状況
事業コード	来所者個人番号	更新時刻	PKG予備1
福祉事務所コード	来所者面接関係コード	更新者職員番号	PKG予備2
管轄コード	来所者面接関係名称	処遇方針	PKG予備3
管轄コード名称	来所者面接関係他名称	事業コード	PKG予備4
面接個人番号	来所者氏名	年度	PKG予備5
面接番号	扶養義務者人数	事業管理番号	予備1
事業管理番号	扶養義務者有無名称	福祉事務所コード	予備2

予備3	予備04	PKG予備04	管轄コード名称
予備4	予備05	PKG予備05	事業管理番号
予備5	削除フラグ	予備01	ケース番号
削除フラグ	更新年月日	予備02	決定年月日
更新年月日	更新時刻	予備03	員番号
更新時刻	更新者職員番号	予備04	連番2桁
更新者職員番号	文書記号番号	予備05	変更理由親1
状況	受理番号	削除フラグ	変更理由親2
検診命令発行履歴	受給証明書発行履歴	更新年月日	変更理由親3
事業コード	事業コード	更新時刻	変更理由親4
事業管理番号	事業管理番号	更新者職員番号	変更理由子1
福祉事務所コード	福祉事務所コード	備考	変更理由子2
管轄コード	管轄コード	指示通知発行履歴	変更理由子3
管轄コード名称	管轄コード名称	事業コード	変更理由子4
ケース番号	履歴登録連番	事業管理番号	変更理由名称1
員番号	ケース番号	福祉事務所コード	変更理由名称2
業務個人番号	発行年月日	管轄コード	変更理由名称3
発行年月日	世帯主個人番号	管轄コード名称	変更理由名称4
検診年月日	郵便番号	ケース番号	一時扶助区分
医療機関種別	住所	履歴番号	経理科目コード
医療機関番号	方書	業務個人番号	経理科目コード名称
医療機関名称	世帯主氏名	氏名	金現区分
検診目的コード1	続柄名称	地区担当職員番号	金現区分名称
検診目的コード名称1	生年月日	地区担当職員名	認定額
検診目的他名称1	性別名称	発行年月日	前回認定額
検診目的コード2	前郵便番号	指示事項	件数
検診目的コード名称2	前住所	指示の理由	支払先別送区分
検診目的他名称2	前方書	予備フラグ1	支払先別送区分名称
担当職員氏名	使用目的コード	予備フラグ2	医療機関種別
担当職員番号	使用目的名称	予備フラグ3	医療機関コード
特記事項	使用目的他名称	予備フラグ4	業者種別
郵便番号	提出先コード	予備フラグ5	業者コード
住所	提出先名称	PKG予備01	施設種別
方書	提出先他名称	PKG予備02	施設コード
氏名	生活扶助フラグ	PKG予備03	介護事業者番号
生年月日	住宅扶助フラグ	PKG予備04	学校種別
性別	教育扶助フラグ	PKG予備05	学校コード
予備フラグ1	介護扶助フラグ	予備01	施術者番号
予備フラグ2	医療扶助フラグ	予備02	収入種別区分
予備フラグ3	出産扶助フラグ	予備03	収入種別区分名称
予備フラグ4	生業扶助フラグ	予備04	充当額
予備フラグ5	葬祭扶助フラグ	予備05	前回充当額
PKG予備01	予備フラグ1	削除フラグ	今回支給額
PKG予備02	予備フラグ2	更新年月日	前回支給額
PKG予備03	予備フラグ3	更新時刻	支給額
PKG予備04	予備フラグ4	更新者職員番号	返還区分
PKG予備05	予備フラグ5	一時扶助単独	返還区分名称
予備01	PKG予備01	事業コード	書類区分
予備02	PKG予備02	福祉事務所コード	書類区分名称
予備03	PKG予備03	管轄コード	備考

処理状態区分	発行年月日	更新者職員番号	予備01
処理状態区分名称	発行区分コード	起案年月日	予備02
決定調書番号	発行区分名称	ケース番号履歴	予備03
文書記号番号	有効年度	事業コード	予備04
リストフラグ	予備フラグ1	福祉事務所コード	予備05
保留フラグ	予備フラグ2	管轄コード	削除フラグ
起案処理区分	予備フラグ3	管轄コード名称	更新年月日
起案処理区分名称	予備フラグ4	事業管理番号	更新時刻
削除フラグ	予備フラグ5	ケース番号	更新者職員番号
更新年月日	削除フラグ	旧ケース番号	金額入力番号
更新時刻	更新年月日	決定年月日	進学準備給付金
更新者職員番号	更新時刻	旧住所	事業コード
訂正元キー	更新者職員番号	削除フラグ	福祉事務所コード
訂正済フラグ	事務費給食費	更新年月日	管轄コード
起案年月日	事業コード	更新時刻	管轄コード名称
翌月対象者	福祉事務所コード	更新者職員番号	事業管理番号
事業コード	管轄コード	就労自立給付金	ケース番号
福祉事務所コード	管轄コード名称	事業コード	履歴番号
管轄コード	事業管理番号	福祉事務所コード	員番号
管轄コード名称	ケース番号	管轄コード	決定額
事業管理番号	決定年月日	管轄コード名称	支給額
ケース番号	員番号	事業管理番号	支払方法
員番号	業務個人番号	ケース番号	支払方法名称
決定年月日	施設種別	履歴番号	口座管理番号
業務個人番号	施設コード	員番号	状態区分
世帯主員番号	施設事務費区分	決定額	状態区分名称
世帯主個人番号	施設事務費区分名称	支給額	申請者郵便番号
本人支払額発生フラグ	救護事務費 追給	支払方法	申請者住所
保険料代理解除フラグ	救護事務費 戻入	支払方法名称	申請者方書
住宅代理解除フラグ	更生事務費 追給	口座管理番号	進学先
改定理由コード	更生事務費 戻入	状態区分	通学方法
削除フラグ	学校種別	状態区分名称	居住地郵便番号
更新年月日	学校コード	初回収入認定年月	居住地住所
更新時刻	学校給食費 追給	認定年月1	居住地方書
更新者職員番号	学校給食費 戻入	収入認定額1	申請年月日
納入充当解除フラグ	支払先別送区分	認定年月2	起案年月日
納入充当額計	支払先別送区分名称	収入認定額2	PKG予備01
共益償還解除フラグ	返還区分	認定年月3	PKG予備02
共益費	返還区分名称	収入認定額3	PKG予備03
償還金	処理状態区分	認定年月4	PKG予備04
緊急診療依頼書	処理状態区分名称	収入認定額4	PKG予備05
事業コード	変更理由名称	認定年月5	予備01
事業管理番号	決定調書番号	収入認定額5	予備02
福祉事務所コード	文書記号番号	認定年月6	予備03
管轄コード	リストフラグ	収入認定額6	予備04
管轄コード名称	保留フラグ	PKG予備01	予備05
ケース番号	事務費給食費フラグ	PKG予備02	削除フラグ
員番号	削除フラグ	PKG予備03	更新年月日
業務個人番号	更新年月日	PKG予備04	更新時刻
文書記号番号	更新時刻	PKG予備05	更新者職員番号

金額入力番号
連携情報
個人番号
団体内統合宛名番号
情報提供用個人識別符号
情報提供等記録
氏名
住所
性別
生年月日

経理

就労自立給付金	支払前後区分	住宅管理番号	委任区分
事業コード	支払前後区分名称	被保険者番号	支給区分
福祉事務所コード	一月フラグ	連番	対象フラグ
管轄コード	PKG予備01	金額計	医療機関種別
管轄コード名称	PKG予備02	生活計	医療機関コード
事業管理番号	PKG予備03	住宅計	施設種別
年度	PKG予備04	教育計	施設コード
年月分	PKG予備05	他一時扶助計	介護事業者コード
支給年月日	予備01	経理科目コード	削除フラグ
支払区分	予備02	経理科目コード名称	更新年月日
支払区分名称	予備03	支払先名称	更新時刻
別送区分	予備04	決定年月日	更新者職員番号
別送区分名称	予備05	処理年月日	決定通知
居宅支払方法	削除フラグ	戻入データ区分	事業コード
居宅支払方法名称	更新年月日	年度区分	福祉事務所コード
金現区分	更新時刻	年度区分名称	管轄コード
金現区分名称	更新者職員番号	納付書区分	管轄コード名称
ケース番号	職員番号	納付書区分名称	事業管理番号
個人番号	進学準備給付金	支払前後区分	ケース番号
員番号	事業コード	支払前後区分名称	決定年月日
医療機関種別	福祉事務所コード	一月フラグ	員番号
医療機関コード	管轄コード	PKG予備01	個人番号
施設種別	管轄コード名称	PKG予備02	決定区分
施設コード	事業管理番号	PKG予備03	決定区分名称
介護事業者コード	年度	PKG予備04	続柄
学校種別	年月分	PKG予備05	続柄名称
学校コード	支給年月日	予備01	異動区分
業者種別	支払区分	予備02	異動区分名称
業者コード	支払区分名称	予備03	医療機関種別
施術者コード	別送区分	予備04	医療機関コード
民間住宅種別	別送区分名称	予備05	施設種別
民間住宅コード	居宅支払方法	削除フラグ	施設コード
住宅管理番号	居宅支払方法名称	更新年月日	介護事業者コード
被保険者番号	金現区分	更新時刻	学校種別
連番	金現区分名称	更新者職員番号	学校コード
金額計	ケース番号	職員番号	地区担当職員番号
生活計	個人番号	委任状	民生委員番号
住宅計	員番号	事業コード	地区コード
教育計	医療機関種別	福祉事務所コード	地区コード名称
他一時扶助計	医療機関コード	管轄コード	保護人数
経理科目コード	施設種別	管轄コード名称	生活扶助フラグ
経理科目コード名称	施設コード	事業管理番号	住宅扶助フラグ
支払先名称	介護事業者コード	ケース番号	教育扶助フラグ
決定年月日	学校種別	個人番号	介護扶助フラグ
処理年月日	学校コード	員番号	医療扶助フラグ
戻入データ区分	業者種別	委任先種類	出産扶助フラグ
年度区分	業者コード	委任先コード	生業扶助フラグ
年度区分名称	施術者コード	入院年月日	葬祭扶助フラグ
納付書区分	民間住宅種別	廃止年月日	処理年月日
納付書区分名称	民間住宅コード	年月分	年金課対象フラグ

年金課発行フラグ	民間住宅コード	経理科目コード名称	エラー種類
介護課対象フラグ	住宅管理番号	金額	エラー種類名称
介護課発行フラグ	被保険者番号	件数	エラーコード
通知書対象フラグ	地区担当職員番号	金現区分	ケース番号
債券廃止発行フラグ	民生委員番号	金現区分名称	地区担当員
開始理由名称	口座管理番号	一時扶助区分	世帯主氏名カナ
廃止理由名称	費用区分	一時扶助区分名称	口座名義人カナ
削除フラグ	費用区分名称	医療機関種別	金融機関コード
更新年月日	地区コード	医療機関コード	店舗コード
更新時刻	地区コード名称	施設種別	口座種別
更新者職員番号	保護人数	施設コード	口座種別名称
納入充当フラグ	支給年月日	介護事業者コード	口座番号
現物給付	決定年月日	学校種別	医療機関種別
事業コード	処理年月日	学校コード	医療機関コード
福祉事務所コード	戻入データ区分	業者種別	施設種別
管轄コード	決裁年月日	業者コード	施設コード
管轄コード名称	年度区分	施術者コード	介護事業者コード
事業管理番号	年度区分名称	民間住宅種別	学校種別
ケース番号	納付書区分	民間住宅コード	学校コード
年月分	納付書区分名称	住宅管理番号	業者種別
支払区分	支払前後区分	被保険者番号	業者コード
支払区分名称	支払前後区分名称	地区担当職員番号	施術者コード
員番号	一月フラグ	民生委員番号	削除フラグ
連番	代理納付区分	口座管理番号	更新年月日
個人番号	代理納付区分名称	費用区分	更新時刻
追給支払方法	保留区分	費用区分名称	更新者職員番号
追給支払方法名称	削除フラグ	地区コード	支払区分名称
別送区分	更新年月日	地区コード名称	口座明細
別送区分名称	更新時刻	保護人数	事業コード
居宅支払方法	更新者職員番号	支給年月日	福祉事務所コード
居宅支払方法名称	個別追給明細累積	決定年月日	管轄コード
経理科目コード	事業コード	処理年月日	管轄コード名称
経理科目コード名称	福祉事務所コード	戻入データ区分	事業管理番号
金額	管轄コード	年度区分	年度
件数	管轄コード名称	年度区分名称	年月分
金現区分	事業管理番号	納付書区分	支給年月日
金現区分名称	ケース番号	納付書区分名称	支払区分
一時扶助区分	年月分	支払前後区分	支払区分名称
一時扶助区分名称	支払区分	支払前後区分名称	別送区分
医療機関種別	支払区分名称	一月フラグ	別送区分名称
医療機関コード	員番号	代理納付区分	居宅支払方法
施設種別	連番	代理納付区分名称	居宅支払方法名称
施設コード	個人番号	口座区分	金現区分
介護事業者コード	追給支払方法	削除フラグ	金現区分名称
学校種別	追給支払方法名称	更新年月日	ケース番号
学校コード	別送区分	更新時刻	個人番号
業者種別	別送区分名称	更新者職員番号	員番号
業者コード	居宅支払方法	口座エラー	医療機関種別
施術者コード	居宅支払方法名称	事業コード	医療機関コード
民間住宅種別	経理科目コード	福祉事務所コード	施設種別

施設コード	科目コード名称12	被保護者氏名	件数
介護事業者コード	金額12	被保護者郵便番号	金現区分
学校種別	科目コード13	被保護者住所	金現区分名称
学校コード	科目コード名称13	被保護者方書	一時扶助区分
業者種別	金額13	支払先名称	一時扶助区分名称
業者コード	科目コード14	支払先郵便番号	医療機関種別
施術者コード	科目コード名称14	支払先住所	医療機関コード
民間住宅種別	金額14	支払先方書	施設種別
民間住宅コード	科目コード15	金融機関コード	施設コード
住宅管理番号	科目コード名称15	銀行名称	介護事業者コード
被保険者番号	金額15	本支店コード	学校種別
連番	科目コード16	支店名称	学校コード
金額計	科目コード名称16	口座種別	業者種別
居室基準	金額16	口座種別名称	業者コード
住宅家賃	科目コード17	口座番号	施術者コード
教育基準	科目コード名称17	口座名義人カナ	民間住宅種別
科目コード1	金額17	口座名義人	民間住宅コード
科目コード名称1	科目コード18	年度区分	住宅管理番号
金額1	科目コード名称18	年度区分名称	被保険者番号
科目コード2	金額18	納付書区分	地区担当職員番号
科目コード名称2	科目コード19	納付書区分名称	民生委員番号
金額2	科目コード名称19	学年コード	口座管理番号
科目コード3	金額19	学年コード名称	費用区分
科目コード名称3	科目コード20	学年コード他名称	費用区分名称
金額3	科目コード名称20	削除フラグ	地区コード
科目コード4	金額20	更新年月日	地区コード名称
科目コード名称4	科目コード21	更新時刻	保護人数
金額4	科目コード名称21	更新者職員番号	支給年月日
科目コード5	金額21	口座明細組戻	決定年月日
科目コード名称5	科目コード22	事業コード	処理年月日
金額5	科目コード名称22	福祉事務所コード	戻入データ区分
科目コード6	金額22	管轄コード	年度区分
科目コード名称6	科目コード23	管轄コード名称	年度区分名称
金額6	科目コード名称23	事業管理番号	納付書区分
科目コード7	金額23	ケース番号	納付書区分名称
科目コード名称7	科目コード24	年月分	支払前後区分
金額7	科目コード名称24	支払区分	支払前後区分名称
科目コード8	金額24	支払区分名称	一月フラグ
科目コード名称8	地区担当職員番号	員番号	代理納付区分
金額8	地区担当名称	連番	代理納付区分名称
科目コード9	民生委員番号	個人番号	口座区分
科目コード名称9	民生委員名称	追給支払方法	削除指示
金額9	費用区分	追給支払方法名称	口座エラーフラグ
科目コード10	費用区分名称	別送区分	削除フラグ
科目コード名称10	地区コード	別送区分名称	更新年月日
金額10	地区コード名称	居室支払方法	更新時刻
科目コード11	保護人数	居室支払方法名称	更新者職員番号
科目コード名称11	世帯主氏名カナ	経理科目コード	口座明細累積
金額11	世帯主氏名	経理科目コード名称	事業コード
科目コード12	被保護者氏名カナ	金額	福祉事務所コード

管轄コード	年度区分	連番	科目コード16
管轄コード名称	年度区分名称	金額計	科目コード名称16
事業管理番号	納付書区分	居宅基準	金額16
ケース番号	納付書区分名称	住宅家賃	科目コード17
年月分	支払前後区分	教育基準	科目コード名称17
支払区分	支払前後区分名称	科目コード1	金額17
支払区分名称	一月フラグ	科目コード名称1	科目コード18
員番号	代理納付区分	金額1	科目コード名称18
連番	代理納付区分名称	科目コード2	金額18
個人番号	口座区分	科目コード名称2	科目コード19
追給支払方法	削除指示	金額2	科目コード名称19
追給支払方法名称	口座エラーフラグ	科目コード3	金額19
別送区分	削除フラグ	科目コード名称3	科目コード20
別送区分名称	更新年月日	金額3	科目コード名称20
居宅支払方法	更新時刻	科目コード4	金額20
居宅支払方法名称	更新者職員番号	科目コード名称4	科目コード21
経理科目コード	支給明細	金額4	科目コード名称21
経理科目コード名称	事業コード	科目コード5	金額21
金額	福祉事務所コード	科目コード名称5	科目コード22
件数	管轄コード	金額5	科目コード名称22
金現区分	管轄コード名称	科目コード6	金額22
金現区分名称	事業管理番号	科目コード名称6	科目コード23
一時扶助区分	年度	金額6	科目コード名称23
一時扶助区分名称	年月分	科目コード7	金額23
医療機関種別	支給年月日	科目コード名称7	科目コード24
医療機関コード	支払区分	金額7	科目コード名称24
施設種別	支払区分名称	科目コード8	金額24
施設コード	別送区分	科目コード名称8	地区担当職員番号
介護事業者コード	別送区分名称	金額8	地区担当名称
学校種別	居宅支払方法	科目コード9	民生委員番号
学校コード	居宅支払方法名称	科目コード名称9	民生委員名称
業者種別	金現区分	金額9	費用区分
業者コード	金現区分名称	科目コード10	費用区分名称
施術者コード	ケース番号	科目コード名称10	地区コード
民間住宅種別	個人番号	金額10	地区コード名称
民間住宅コード	員番号	科目コード11	保護人数
住宅管理番号	医療機関種別	科目コード名称11	世帯主氏名カナ
被保険者番号	医療機関コード	金額11	世帯主氏名
地区担当職員番号	施設種別	科目コード12	被保護者氏名カナ
民生委員番号	施設コード	科目コード名称12	被保護者氏名
口座管理番号	介護事業者コード	金額12	被保護者郵便番号
費用区分	学校種別	科目コード13	被保護者住所
費用区分名称	学校コード	科目コード名称13	被保護者方書
地区コード	業者種別	金額13	支払先名称
地区コード名称	業者コード	科目コード14	支払先郵便番号
保護人数	施術者コード	科目コード名称14	支払先住所
支給年月日	民間住宅種別	金額14	支払先方書
決定年月日	民間住宅コード	科目コード15	金融機関コード
処理年月日	住宅管理番号	科目コード名称15	銀行名称
戻入データ区分	被保険者番号	金額15	本支店コード

支店名称	実施年月日	住宅費金額	別送区分
口座種別	支給額	住宅費件数	別送区分名称
口座種別名称	支給件数	教育費金額	居室支払方法
口座番号	支払区分	教育費件数	居室支払方法名称
口座名義人カナ	支払区分名称	経理科目コード	医療機関種別
口座名義人	医療機関種別	経理科目コード名称	医療機関コード
年度区分	医療機関コード	金額	施設種別
年度区分名称	学校区分	件数	施設コード
納付書区分	学校コード	支払区分	介護事業者コード
納付書区分名称	施設種別	支払区分名称	学校種別
削除フラグ	施設コード	医療機関種別	学校コード
更新年月日	介護事業者番号	医療機関コード	業者種別
更新時刻	業者種別	学校区分	業者コード
更新者職員番号	業者コード	学校コード	施術者コード
施設入所者	施設者コード	施設種別	民間住宅種別
事業コード	未払額	施設コード	民間住宅コード
福祉事務所コード	未払件数	介護事業者番号	住宅管理番号
管轄コード	未払支払区分	業者種別	被保険者番号
管轄コード名称	未払支払区分名称	業者コード	地区担当職員番号
事業管理番号	医療機関種別 未戻	施術者コード	民生委員番号
年月分	医療機関コード 未戻	員番号	口座管理番号
施設種別	学校区分 未戻	削除フラグ	費用区分
施設コード	学校コード 未戻	更新年月日	費用区分名称
決定区分	施設種別 未戻	更新時刻	地区コード
決定区分名称	施設コード 未戻	更新者職員番号	地区コード名称
ケース番号	介護事業者番号 未戻	戻入明細累積	保護人数
員番号	業者種別 未戻	事業コード	支給年月日
個人番号	業者コード 未戻	福祉事務所コード	決定年月日
決定年月日	施術者コード 未戻	管轄コード	処理年月日
理由区分	削除フラグ	管轄コード名称	戻入データ区分
理由区分名称	更新年月日	事業管理番号	年度区分
件数	更新時刻	ケース番号	年度区分名称
施設事務費	更新者職員番号	年月分	納付書区分
削除フラグ	未払戻入	通知書番号	納付書区分名称
更新年月日	事業コード	連番	支払前後区分
更新時刻	福祉事務所コード	経理科目コード	支払前後区分名称
更新者職員番号	管轄コード	経理科目コード名称	代理納付区分
未払支給	管轄コード名称	元金額	代理納付区分名称
事業コード	事業管理番号	金額	支給額
福祉事務所コード	ケース番号	件数	振込払い
管轄コード	連番	金現区分	窓口払い
管轄コード名称	個人番号	金現区分名称	更新対象フラグ
事業管理番号	支給年月日	一時扶助区分	一月フラグ
ケース番号	戻入年度	一時扶助区分名称	完納フラグ
員番号	戻入年度名称	支払区分	口座区分
経理科目コード	支払状態	支払区分名称	債権化対象フラグ
経理科目コード名称	支払状態名称	員番号	削除フラグ
連番	一月フラグ	個人番号	更新年月日
個人番号	生活費金額	追給支払方法	更新時刻
支給年月日	生活費件数	追給支払方法名称	更新者職員番号

介護本人支払額変更	更新年月日	削除フラグ	更新年月日
事業コード	更新時刻	更新年月日	更新時刻
福祉事務所コード	更新者職員番号	更新時刻	更新者職員番号
管轄コード	医療本人支払額累積	更新者職員番号	支給明細累積
管轄コード名称	事業コード	経理状況	事業コード
事業管理番号	福祉事務所コード	事業コード	福祉事務所コード
ケース番号	管轄コード	福祉事務所コード	管轄コード
員番号	管轄コード名称	経理科目コード	管轄コード名称
介護事業者コード	事業管理番号	経理科目名称	事業管理番号
前3月介護本人支払額	ケース番号	当期累計 支払件数	年度
前々月介護本人支払額	員番号	当期累計 支払枚数	年月分
前月介護本人支払額	決定年月日	当期累計 支払額	支給年月日
当月介護本人支払額	医療本人支払額	当期累計 戻入件数	支払区分
翌月介護本人支払額	PKG予備01	当期累計 戻入額	支払区分名称
PKG予備01	PKG予備02	当期当月 支払件数	別送区分
PKG予備02	PKG予備03	当期当月 支払枚数	別送区分名称
PKG予備03	PKG予備04	当期当月 支払額	居室支払方法
PKG予備04	PKG予備05	当期当月 戻入件数	居室支払方法名称
PKG予備05	予備01	当期当月 戻入額	金現区分
予備01	予備02	当期翌月 支払件数	金現区分名称
予備02	予備03	当期翌月 支払枚数	ケース番号
予備03	予備04	当期翌月 支払額	個人番号
予備04	予備05	当期翌月 戻入件数	員番号
予備05	削除フラグ	当期翌月 戻入額	医療機関種別
削除フラグ	更新年月日	翌期累計 支払件数	医療機関コード
更新年月日	更新時刻	翌期累計 支払枚数	施設種別
更新時刻	更新者職員番号	翌期累計 支払額	施設コード
更新者職員番号	開廃累積	翌期累計 戻入件数	介護事業者コード
介護本人支払額累積	事業コード	翌期累計 戻入額	学校種別
事業コード	福祉事務所コード	翌期当月 支払件数	学校コード
福祉事務所コード	管轄コード	翌期当月 支払枚数	業者種別
管轄コード	管轄コード名称	翌期当月 支払額	業者コード
管轄コード名称	事業管理番号	翌期当月 戻入件数	施術者コード
事業管理番号	ケース番号	翌期当月 戻入額	民間住宅種別
ケース番号	員番号	翌期翌月 支払件数	民間住宅コード
員番号	決定年月日	翌期翌月 支払枚数	住宅管理番号
決定年月日	個人番号	翌期翌月 支払額	被保険者番号
介護事業者コード	処理内容	翌期翌月 戻入件数	連番
介護本人支払額	処理内容名称	翌期翌月 戻入額	金額計
PKG予備01	更新年月	PKG予備01	居室基準
PKG予備02	PKG予備01	PKG予備02	住宅家賃
PKG予備03	PKG予備02	PKG予備03	教育基準
PKG予備04	PKG予備03	PKG予備04	科目コード
PKG予備05	PKG予備04	PKG予備05	科目コード名称
予備01	PKG予備05	予備01	金額
予備02	予備01	予備02	地区担当職員番号
予備03	予備02	予備03	地区担当名称
予備04	予備03	予備04	民生委員番号
予備05	予備04	予備05	民生委員名称
削除フラグ	予備05	削除フラグ	費用区分

費用区分名称	ケース番号	職員番号	支給年月日
地区コード	個人番号	次月追給明細累積	決定年月日
地区コード名称	員番号	事業コード	処理年月日
保護人数	医療機関種別	福祉事務所コード	戻入データ区分
世帯主氏名カナ	医療機関コード	管轄コード	年度区分
世帯主氏名	施設種別	管轄コード名称	年度区分名称
被保護者氏名カナ	施設コード	事業管理番号	納付書区分
被保護者氏名	介護事業者コード	ケース番号	納付書区分名称
被保護者郵便番号	学校種別	年月分	支払前後区分
被保護者住所	学校コード	支払区分	支払前後区分名称
被保護者方書	業者種別	支払区分名称	一月フラグ
支払先名称	業者コード	員番号	代理納付区分
支払先郵便番号	施術者コード	連番	代理納付区分名称
支払先住所	民間住宅種別	個人番号	口座区分
支払先方書	民間住宅コード	追給支払方法	PKG予備01
年度区分	住宅管理番号	追給支払方法名称	PKG予備02
年度区分名称	被保険者番号	別送区分	PKG予備03
納付書区分	連番	別送区分名称	PKG予備04
納付書区分名称	金額計	居室支払方法	PKG予備05
PKG予備01	生活計	居室支払方法名称	予備01
PKG予備02	住宅計	経理科目コード	予備02
PKG予備03	教育計	経理科目コード名称	予備03
PKG予備04	他一時扶助計	金額	予備04
PKG予備05	経理科目コード	件数	予備05
予備01	経理科目コード名称	金現区分	削除フラグ
予備02	支払先名称	金現区分名称	更新年月日
予備03	決定年月日	一時扶助区分	更新時刻
予備04	処理年月日	一時扶助区分名称	更新者職員番号
予備05	戻入データ区分	医療機関種別	障害加算累積
削除フラグ	年度区分	医療機関コード	事業コード
更新年月日	年度区分名称	施設種別	福祉事務所コード
更新時刻	納付書区分	施設コード	管轄コード
更新者職員番号	納付書区分名称	介護事業者コード	管轄コード名称
支給履歴	支払前後区分	学校種別	事業管理番号
事業コード	支払前後区分名称	学校コード	ケース番号
福祉事務所コード	一月フラグ	業者種別	員番号
管轄コード	PKG予備01	業者コード	決定年月日
管轄コード名称	PKG予備02	施術者コード	加算コード
事業管理番号	PKG予備03	民間住宅種別	加算コード名称
年度	PKG予備04	民間住宅コード	PKG予備01
年月分	PKG予備05	住宅管理番号	PKG予備02
支給年月日	予備01	被保険者番号	PKG予備03
支払区分	予備02	地区担当職員番号	PKG予備04
支払区分名称	予備03	民生委員番号	PKG予備05
別送区分	予備04	口座管理番号	予備01
別送区分名称	予備05	費用区分	予備02
居室支払方法	削除フラグ	費用区分名称	予備03
居室支払方法名称	更新年月日	地区コード	予備04
金現区分	更新時刻	地区コード名称	予備05
金現区分名称	更新者職員番号	保護人数	削除フラグ

更新年月日	地区コード名称	予備05	費用区分名称
更新時刻	保護人数	削除フラグ	地区コード
更新者職員番号	支給年月日	更新年月日	地区コード名称
追給明細累積	決定年月日	更新時刻	保護人数
事業コード	処理年月日	更新者職員番号	支給年月日
福祉事務所コード	戻入データ区分	定例明細累積	決定年月日
管轄コード	年度区分	事業コード	処理年月日
管轄コード名称	年度区分名称	福祉事務所コード	戻入データ区分
事業管理番号	納付書区分	管轄コード	年度区分
ケース番号	納付書区分名称	管轄コード名称	年度区分名称
年月分	支払前後区分	事業管理番号	納付書区分
支払区分	支払前後区分名称	ケース番号	納付書区分名称
支払区分名称	一月フラグ	年月分	支払前後区分
員番号	代理納付区分	支払区分	支払前後区分名称
連番	代理納付区分名称	支払区分名称	一月フラグ
個人番号	口座区分	員番号	代理納付区分
追給支払方法	PKG予備01	連番	代理納付区分名称
追給支払方法名称	PKG予備02	個人番号	口座区分
別送区分	PKG予備03	追給支払方法	PKG予備01
別送区分名称	PKG予備04	追給支払方法名称	PKG予備02
居宅支払方法	PKG予備05	別送区分	PKG予備03
居宅支払方法名称	予備01	別送区分名称	PKG予備04
経理科目コード	予備02	居宅支払方法	PKG予備05
経理科目コード名称	予備03	居宅支払方法名称	予備01
金額	予備04	経理科目コード	予備02
件数	予備05	経理科目コード名称	予備03
金現区分	削除フラグ	金額	予備04
金現区分名称	更新年月日	件数	予備05
一時扶助区分	更新時刻	金現区分	削除フラグ
一時扶助区分名称	更新者職員番号	金現区分名称	更新年月日
医療機関種別	単併給累積	一時扶助区分	更新時刻
医療機関コード	事業コード	一時扶助区分名称	更新者職員番号
施設種別	福祉事務所コード	医療機関種別	費用区分累積
施設コード	管轄コード	医療機関コード	事業コード
介護事業者コード	管轄コード名称	施設種別	福祉事務所コード
学校種別	事業管理番号	施設コード	管轄コード
学校コード	ケース番号	介護事業者コード	管轄コード名称
業者種別	員番号	学校種別	事業管理番号
業者コード	決定年月日	学校コード	ケース番号
施術者コード	単併給区分	業者種別	員番号
民間住宅種別	単併給区分名称	業者コード	決定年月日
民間住宅コード	PKG予備01	施術者コード	費用区分
住宅管理番号	PKG予備02	民間住宅種別	費用区分名称
被保険者番号	PKG予備03	民間住宅コード	PKG予備01
地区担当職員番号	PKG予備04	住宅管理番号	PKG予備02
民生委員番号	PKG予備05	被保険者番号	PKG予備03
口座管理番号	予備01	地区担当職員番号	PKG予備04
費用区分	予備02	民生委員番号	PKG予備05
費用区分名称	予備03	口座管理番号	予備01
地区コード	予備04	費用区分	予備02

予備03	処理内容名称	民生委員番号	職業コード名称
予備04	障害加算フラグ	地区担当員番号	学年コード
予備05	加算コード	口座管理番号	学年コード名称
削除フラグ	加算コード名称	定例支払方法	施設種別
更新年月日	費用区分フラグ	定例支払方法名称	施設コード
更新時刻	費用区分	労働力類型	学校種別
更新者職員番号	費用区分名称	労働力類型名称	学校コード
扶助別内訳	単併給区分フラグ	異動コード	医療機関種別
事業コード	単併給区分	異動名称	医療機関コード
福祉事務所コード	単併給区分名称	PKG予備01	級地
年度区分	最終決定年月日	PKG予備02	級地名称
年度区分名称	個人番号	PKG予備03	冬季加算区
支払区分	続柄	PKG予備04	冬季加算区名称
支払区分名称	続柄コード名称	PKG予備05	ケース格付
別送区分	開始年月日	予備01	ケース格付名称
別送区分名称	廃止年月日	予備02	世帯類型
居宅支払方法	生活扶助フラグ	予備03	世帯類型名称
居宅支払方法名称	住宅扶助フラグ	予備04	扶助の種類
経理科目コード	教育扶助フラグ	予備05	扶助の種類名称
経理科目名称	介護扶助フラグ	削除フラグ	地区コード
支払件数	医療扶助フラグ	更新年月日	地区コード名称
支払枚数	出産扶助フラグ	更新時刻	民生委員番号
支払額	生業扶助フラグ	更新者職員番号	地区担当員番号
戻入件数	葬祭扶助フラグ	保護履歴	口座管理番号
戻入額	住宅種別	事業コード	定例支払方法
PKG予備01	住宅種別名称	福祉事務所コード	定例支払方法名称
PKG予備02	住宅実費額	管轄コード	労働力類型
PKG予備03	住宅認定額	管轄コード名称	労働力類型名称
PKG予備04	職業コード	事業管理番号	費用区分
PKG予備05	職業コード名称	ケース番号	費用区分名称
予備01	学年コード	員番号	PKG予備01
予備02	学年コード名称	最終決定年月日	PKG予備02
予備03	施設種別	個人番号	PKG予備03
予備04	施設コード	続柄	PKG予備04
予備05	学校種別	続柄コード名称	PKG予備05
削除フラグ	学校コード	開始年月日	予備01
更新年月日	医療機関種別	廃止年月日	予備02
更新時刻	医療機関コード	生活扶助フラグ	予備03
更新者職員番号	級地	住宅扶助フラグ	予備04
保護変更	級地名称	教育扶助フラグ	予備05
事業コード	冬季加算区	介護扶助フラグ	削除フラグ
福祉事務所コード	冬季加算区名称	医療扶助フラグ	更新年月日
管轄コード	ケース格付	出産扶助フラグ	更新時刻
管轄コード名称	ケース格付名称	生業扶助フラグ	更新者職員番号
事業管理番号	世帯類型	葬祭扶助フラグ	委任取消
ケース番号	世帯類型名称	住宅種別	事業コード
員番号	扶助の種類	住宅種別名称	福祉事務所コード
決定年月日	扶助の種類名称	住宅実費額	管轄コード
処理内容フラグ	地区コード	住宅認定額	管轄コード名称
処理内容	地区コード名称	職業コード	事業管理番号

ケース番号
員番号
被保険者番号
保険料額
公費負担者番号
担当者コード
担当者名
係番号
職員番号
個人番号
取消指示
予備01
予備02
予備03
予備04
予備05
削除フラグ
更新年月日
更新時刻
更新者職員番号
連携情報
個人番号
団体内統合宛名番号
情報提供用個人識別符号
情報提供等記録
氏名
住所
性別
生年月日

医療

意見書情報	管轄コード	予備4	中断年月
事業コード	管轄コード名称	予備5	備考フラグ
福祉事務所コード	事業管理番号	削除フラグ	備考
管轄コード	ケース番号	更新年月日	医療本人支払額
管轄コード名称	員番号	更新時刻	関連発券番号
事業管理番号	交付番号	更新者職員番号	医療住診フラグ
ケース番号	意見書コード	医療継続情報	意見書間隔
員番号	意見書名称	事業コード	取扱担当職員番号
個人番号	疾患名コード	福祉事務所コード	病類コード
交付番号	疾患名称	管轄コード	病類名称
意見書コード	初診年月日	管轄コード名称	個人番号
意見書名称	PKG予備1	事業管理番号	受給者番号
発行区分コード	PKG予備2	ケース番号	受理番号
発行区分名称	PKG予備3	員番号	受理番号_非指定
医療機関種別	PKG予備4	医療区分コード	最終発券年月
医療機関コード	PKG予備5	医療区分名称	医療券情報
業者種別	予備1	単独併用別コード	事業コード
業者コード	予備2	単独併用別名称	福祉事務所コード
同年月日	予備3	医療機関種別	管轄コード
受理年月日	予備4	医療機関コード	管轄コード名称
要否コード	予備5	処方医療機関種別	事業管理番号
要否名称	削除フラグ	処方医療機関コード	ケース番号
地区担当職員番号	更新年月日	開始年月	員番号
地区担当職員名	更新時刻	履歴番号	個人番号
取扱担当職員番号	更新者職員番号	開始年月日	医療区分コード
取扱担当職員名	意見書嘱託医情報	要否同年月	医療区分名称
単併給区分コード	事業コード	廃止年月日	単独併用別コード
単併給区分名称	福祉事務所コード	入院理由コード	単独併用別名称
発行年月日	管轄コード	入院理由名称	医療機関種別
発行年度	管轄コード名称	退院理由コード	医療機関コード
PKG予備1	事業管理番号	退院理由名称	開始年月
PKG予備2	ケース番号	転帰年月日	履歴番号
PKG予備3	員番号	転帰区分コード	診療年月
PKG予備4	交付番号	転帰区分名称	診療年度
PKG予備5	意見書コード	PKG予備1	有効期間始期
予備1	意見書名称	PKG予備2	有効期間終期
予備2	履歴番号	PKG予備3	地区担当職員番号
予備3	審査年月日	PKG予備4	地区担当職員名
予備4	要否コード	PKG予備5	取扱担当職員番号
予備5	要否名称	予備1	取扱担当職員名
削除フラグ	承認開始年月日	予備2	受給者番号
更新年月日	承認終了年月日	予備3	交付番号
更新時刻	PKG予備1	予備4	医療本人支払額
更新者職員番号	PKG予備2	予備5	単併給区分コード
受理番号	PKG予備3	削除フラグ	単併給区分名称
備考	PKG予備4	更新年月日	費用区分コード
施術者コード	PKG予備5	更新時刻	費用区分名称
意見書疾病情報	予備1	更新者職員番号	病類コード
事業コード	予備2	長期入院フラグ	病類名称
福祉事務所コード	予備3	訪問看護フラグ	後保コード

後保名称	他法種別名称	他法種別有無コード	有効期間終期
発行年月日	他法種別履歴番号	他法種別有無名称	地区担当職員番号
定例選択コード	削除フラグ	業者種別	地区担当職員名
定例選択名称	更新年月日	業者コード	取扱担当職員番号
発券枚数	更新時刻	開始年月	取扱担当職員名
PKG予備1	更新者職員番号	履歴番号	交付番号
PKG予備2	医療券他法情報	開始年月日	医療本人支払額
PKG予備3	事業コード	要否同年月	単併給区分コード
PKG予備4	福祉事務所コード	廃止年月日	単併給区分名称
PKG予備5	管轄コード	PKG予備1	費用区分コード
予備1	管轄コード名称	PKG予備2	費用区分名称
予備2	事業管理番号	PKG予備3	病類コード
予備3	ケース番号	PKG予備4	病類名称
予備4	員番号	PKG予備5	後保コード
予備5	医療区分コード	予備1	後保名称
削除フラグ	医療区分名称	予備2	発行年月日
更新年月日	単独併用別コード	予備3	定例選択コード
更新時刻	単独併用別名称	予備4	定例選択名称
更新者職員番号	医療機関種別	予備5	発券枚数
長期入院フラグ	医療機関コード	削除フラグ	PKG予備1
訪問看護フラグ	開始年月	更新年月日	PKG予備2
返券枚数	履歴番号	更新時刻	PKG予備3
発券場所区分	診療年月	更新者職員番号	PKG予備4
受理番号	他法種別コード	中断年月	PKG予備5
受理番号 非指定	他法種別履歴番号	受理番号	予備1
備考フラグ	他法種別履歴番号	備考	予備2
関連発券番号	PKG予備1	医療本人支払額	予備3
非指定医療機関フラグ	PKG予備2	取扱担当職員番号	予備4
取込済フラグ	PKG予備3	施術者コード	予備5
医療往診フラグ	PKG予備4	個人番号	削除フラグ
処方医療機関種別	PKG予備5	給付券情報	更新年月日
処方医療機関コード	予備1	事業コード	更新時刻
厚生局コード	予備2	福祉事務所コード	更新者職員番号
医療継続他法	予備3	管轄コード	返券枚数
事業コード	予備4	管轄コード名称	発券場所区分
福祉事務所コード	予備5	事業管理番号	受理番号
管轄コード	削除フラグ	ケース番号	傷病名
管轄コード名称	更新年月日	員番号	施術者コード
事業管理番号	更新時刻	個人番号	種類金額
ケース番号	更新者職員番号	施術給付区分コード	給付券継続他法
員番号	給付継続情報	施術給付区分名称	事業コード
医療区分コード	事業コード	他法種別有無コード	福祉事務所コード
医療区分名称	福祉事務所コード	他法種別有無名称	管轄コード
単独併用別コード	管轄コード	業者種別	管轄コード名称
単独併用別名称	管轄コード名称	業者コード	事業管理番号
医療機関種別	事業管理番号	開始年月	ケース番号
医療機関コード	ケース番号	履歴番号	員番号
開始年月	員番号	診療年月	施術給付区分コード
履歴番号	施術給付区分コード	診療年度	施術給付区分名称
他法種別コード	施術給付区分名称	有効期間始期	他法種別有無コード

他法種別有無名称	更新時刻	治療材料名称	支給額2
業者種別	更新者職員番号	所要額	返還区分1
業者コード	受理簿情報	傷病部位テキスト	返還区分名称1
施術者コード	事業コード	種類テキスト	返還区分2
開始年月	福祉事務所コード	備考	返還区分名称2
履歴番号	管轄コード	係コード	住診フラグ
他法種別コード	管轄コード名称	地区担当員番号	移送区分コード
他法種別名称	事業管理番号	取扱担当員番号	移送区分名称
他法種別履歴番号	ケース番号	一時扶助入力不可区分	交通機関コード
本人家族区分コード	員番号	削除フラグ	交通機関名称
本人家族区分名称	個人番号	更新年月日	市内区分コード
削除フラグ	受理番号	更新時刻	市内区分名称
更新年月日	受理簿種別コード	更新者職員番号	通院日数
更新時刻	受理簿種別名称	一時扶助	備考
更新者職員番号	受理簿作成年月日	事業コード	請求年月日
給付券他法情報	意見書交付番号	福祉事務所コード	金額入力日
事業コード	意見書受理年月日	管轄コード	処理状態区分
福祉事務所コード	決定年月日	管轄コード名称	処理状態区分名称
管轄コード	決定区分コード	事業管理番号	決定調書番号
管轄コード名称	決定区分コード名称	ケース番号	文書記号番号
事業管理番号	医療機関種別	員番号	リストフラグ
ケース番号	医療機関コード	受理番号	保留フラグ
員番号	業者種別	受理簿種別コード	起案処理区分
施術給付区分コード	業者コード	決定年月日	起案処理区分名称
施術給付区分名称	施術者コード	年月分	削除フラグ
他法種別有無コード	介護機関	連番2桁	更新年月日
他法種別有無名称	開始年月日	経理科目コード1	更新時刻
業者種別	終了年月日	経理科目コード名称1	更新者職員番号
業者コード	柔 傷病コード1	経理科目コード2	本庁発券
施術者コード	柔 傷病コード2	経理科目コード名称2	世帯員番号
開始年月	柔 傷病コード3	金現区分	公費負担者番号
履歴番号	柔 傷病コード4	金現区分名称	カナ氏名
診療年月	柔 部位名1	認定額1	患者番号
他法種別コード	柔 部位名2	前回認定額1	患者住所1
他法種別名称	柔 部位名3	認定額2	患者住所2
他法種別履歴番号	柔 部位名4	前回認定額2	患者住所3
本人家族区分コード	按 傷病1	件数	生年月日
本人家族区分名称	按 部位1フラグ	年度	性別
PKG予備1	按 部位2フラグ	年度区分	医単他別
PKG予備2	按 部位3フラグ	支払先別送区分	支払額
PKG予備3	按 部位4フラグ	支払先別送区分名称	医療機関コード1
PKG予備4	按 部位5フラグ	医療機関種別	医療機関コード2
PKG予備5	鍼 傷病1フラグ	医療機関コード	機関名
予備1	鍼 傷病2フラグ	業者種別	郵便番号
予備2	鍼 傷病3フラグ	業者コード	住所
予備3	鍼 傷病4フラグ	施術者コード	券種
予備4	鍼 傷病5フラグ	施設種別	単独併用
予備5	鍼 傷病6フラグ	施設コード	保険他法1
削除フラグ	治材傷病コード	介護事業者番号	保険他法2
更新年月日	治療材料コード	支給額1	保険他法3

保険他法4	員番号	発券枚数12月	場所区分8月
備考要	医療区分コード	返券枚数12月	発券枚数9月
意見書種	単独併用別コード	場所区分12月	返券枚数9月
交付番号	医療機関種別	発券枚数1月	場所区分9月
発行西暦 年月	医療機関コード	返券枚数1月	発券枚数10月
意見書要	開始年月	場所区分1月	返券枚数10月
有効期日開始	履歴番号	発券枚数2月	場所区分10月
有効期日終了	福祉事務所コード	返券枚数2月	発券枚数11月
老人保険フラグ	医療券状況	場所区分2月	返券枚数11月
作成西暦 年月	事業コード	発券枚数3月	場所区分11月
編集フラグ	福祉事務所コード	返券枚数3月	発券枚数12月
調剤券用医療機関CD	管轄コード	場所区分3月	返券枚数12月
調剤券用医療機関名	管轄コード名称	備考フラグ	場所区分12月
調剤券用医療機関住所	事業管理番号	備考	発券枚数1月
介護保険者番号	ケース番号	削除フラグ	返券枚数1月
介護被保険者番号	員番号	更新年月日	場所区分1月
介護要介護度	個人番号	更新時刻	発券枚数2月
介護有効期間自	受給者番号	更新者職員番号	返券枚数2月
介護有効期間至	医療区分コード	給付券状況	場所区分2月
介護サービス1	医療区分名称	事業コード	発券枚数3月
介護サービス2	単独併用別コード	福祉事務所コード	返券枚数3月
介護サービス3	単独併用別名称	管轄コード	場所区分3月
介護サービス4	医療機関種別	管轄コード名称	備考フラグ
介護サービス5	医療機関コード	事業管理番号	備考
介護サービス6	履歴番号	ケース番号	削除フラグ
介護サービス7	年度	員番号	更新年月日
介護サービス8	発券枚数4月	個人番号	更新時刻
介護サービス9	返券枚数4月	施術給付区分コード	更新者職員番号
介護サービスA	場所区分4月	施術給付区分名称	連携情報
意見書用CW名	発券枚数5月	他法種別有無コード	個人番号
削除フラグ	返券枚数5月	他法種別有無名称	団体内統合宛名番号
更新年月日	場所区分5月	業者種別	情報提供用個人識別符号
更新時刻	発券枚数6月	業者コード	情報提供等記録
更新者職員番号	返券枚数6月	施術者コード	氏名
保険他法1CD	場所区分6月	履歴番号	住所
保険他法1名称	発券枚数7月	年度	性別
保険他法2CD	返券枚数7月	発券枚数4月	生年月日
保険他法2名称	場所区分7月	返券枚数4月	
保険他法3CD	発券枚数8月	場所区分4月	
保険他法3名称	返券枚数8月	発券枚数5月	
保険他法4CD	場所区分8月	返券枚数5月	
保険他法4名称	発券枚数9月	場所区分5月	
氏名	返券枚数9月	発券枚数6月	
関連発券番号	場所区分9月	返券枚数6月	
中断年月	発券枚数10月	場所区分6月	
意見書間隔	返券枚数10月	発券枚数7月	
機関別	場所区分10月	返券枚数7月	
事業コード	発券枚数11月	場所区分7月	
事業管理番号	返券枚数11月	発券枚数8月	
ケース番号	場所区分11月	返券枚数8月	

介護

異動連絡票	PKG予備2	受理番号 介食費	被保険者番号
事業コード	PKG予備3	資格期限対象処理年月	要介護状態区分
年度	PKG予備4	最終発券年月	要介護状態区分名称
事業管理番号	PKG予備5	振分フラグ	認定有効開始年月日
ケース番号	予備1	介護券サービス	認定有効廃止年月日
員番号	予備2	事業コード	個人番号
履歴番号	予備3	年度	居宅介護事業者
福祉事務所コード	予備4	履歴番号	介護本人支払額
管轄コード	予備5	事業管理番号	地区担当職員番号
管轄コード名称	削除フラグ	ケース番号	地区担当職員名
担当者職員番号	更新年月日	員番号	取扱担当職員番号
担当者氏名	更新時刻	介護資格履歴番号	取扱担当職員名
証記載保険者番号	更新者職員番号	介護扶助番号	発行年月日
被保険者番号	介護継続情報	介護事業者	定例選択コード
異動年月日	事業コード	介護サービス種類	定例選択名称
異動区分コード	年度	介護サービス種類名称	発券枚数
異動区分名称	履歴番号	サービス期間 自	返券枚数
訂正年月日	事業管理番号	サービス年月	発券場所区分
訂正区分コード	ケース番号	サービス期間 至	取込済フラグ
訂正区分名称	員番号	福祉事務所コード	備考フラグ
異動事由コード	介護資格履歴番号	管轄コード	削除フラグ
異動事由名称	介護扶助番号	管轄コード名称	更新年月日
資格取得年月日	介護事業者	削除フラグ	更新時刻
資格喪失年月日	福祉事務所コード	継続フラグ	更新者職員番号
みなし区分	管轄コード	更新年月日	受理番号 介移送
要介護状態区分コード	管轄コード名称	更新時刻	受理番号 介住診
要介護状態区分名称	個人番号	更新者職員番号	受理番号 介居住
有効期間開始年月日	受給者番号	介護券情報	受理番号 介食費
有効期間終了年月日	開始年月日	事業コード	厚生局コード
公費負担上限額減額	廃止年月日	年度	単独併用別コード
計画作成区分コード	単独併用別コード	履歴番号	単独併用別名称
計画作成区分名称	単独併用別名称	事業管理番号	介護券状況
居宅介護事業者番号	居宅介護事業者	ケース番号	事業コード
適用開始年月日	連名簿発行フラグ	員番号	福祉事務所コード
適用終了年月日	介護本人支払額	介護資格履歴番号	管轄コード
通所支給限度基準額	居住費フラグ	介護扶助番号	管轄コード名称
通所適用開始年月日	滞在費フラグ	介護事業者	事業管理番号
通所適用終了年月日	介護住診フラグ	サービス年月	ケース番号
入所支給限度基準額	介護移送フラグ	サービス年度	員番号
入所適用開始年月日	備考フラグ	福祉事務所コード	個人番号
入所適用終了年月日	備考	管轄コード	受給者番号
申請種別コード	取込済フラグ	管轄コード名称	介護資格履歴番号
申請種別名称	削除フラグ	公費負担者番号	介護扶助番号
変更申請中区分コード	取扱担当職員番号	受給者番号	単独併用別コード
変更申請中区分名称	更新年月日	保険者番号	単独併用別名称
申請年月日	更新時刻	交付番号	介護事業者
広域保険者番号	更新者職員番号	単併給区分コード	年度
小規模居宅利用コード	受理番号 介移送	単併給区分名称	発券枚数4月
小規模居宅利用名称	受理番号 介住診	有効期間始期	返券枚数4月
PKG予備1	受理番号 介居住	有効期間終期	場所区分4月

発券枚数5月
返券枚数5月
場所区分5月
発券枚数6月
返券枚数6月
場所区分6月
発券枚数7月
返券枚数7月
場所区分7月
発券枚数8月
返券枚数8月
場所区分8月
発券枚数9月
返券枚数9月
場所区分9月
発券枚数10月
返券枚数10月
場所区分10月
発券枚数11月
返券枚数11月
場所区分11月
発券枚数12月
返券枚数12月
場所区分12月
発券枚数1月
返券枚数1月
場所区分1月
発券枚数2月
返券枚数2月
場所区分2月
発券枚数3月
返券枚数3月
場所区分3月
備考フラグ
備考
削除フラグ
更新年月日
更新時刻
更新者職員番号
連携情報
個人番号
団体内統合宛名番号
情報提供用個人識別符号
情報提供等記録
氏名
住所
性別
生年月日

債権

債権基本情報	現年度旧収入額	削除フラグ	会計コード
事業コード	前年度以前収入額合計	更新年月日	款
福祉事務所コード	不納欠損額	更新時刻	項
管轄コード	口座管理番号	更新者職員番号	目
管轄コード名称	口座開始年月	調定情報明細	節
債権番号	口座廃止年月	事業コード	付記
枝番	移管年月日	福祉事務所コード	執行年
ケース番号	移管前事務所コード	管轄コード	執行月
員番号	移管前債権番号	管轄コード名称	執行日
医療機関種別	移管済フラグ	債権番号	債権番号
医療機関コード	分割前事務所コード	枝番	収入金額
施設種別	分割前債権番号	調定年度	期
施設コード	備考	年度	月
学校区分	確定フラグ	調定年月	更新年月日
学校コード	完納フラグ	月割金額	更新時刻
業者種別	削除フラグ	収入額	更新者職員番号
業者コード	更新年月日	収入年月日	振替エラー情報
介護事業者番号	更新時刻	収入回数	事業コード
施術者番号	更新者職員番号	納付書サイン	口座管理番号
債務者区分	調定情報	削除フラグ	口座開始年月
債務者区分名称	事業コード	更新年月日	口座廃止年月
調定区分	福祉事務所コード	更新時刻	交換方法
調定区分名称	管轄コード	更新者職員番号	福祉事務所コード
債権の種類	管轄コード名称	口座対象者(対象外)情報	債権番号
債権の種類名称	債権番号	事業コード	会計年度
決定年月日	枝番	口座管理番号	期月
保護廃止年月日	調定年度	口座開始年月	調定額
本庁管理フラグ	当初調定額	口座廃止年月	引落予定金額
債権決定理由	現年度調定額	交換方法	収入金額
督促状除外区分	最終収入日	福祉事務所コード	収入年月日
督促状除外区分名称	発行簿サイン	債権番号	振替結果コード
債務承認日	督促状発行日	会計年度	債務者カナ氏名
送付先氏名	公示送達日	現過フラグ	債務者漢字氏名
送付先郵便番号	時効援用日	期月	振替エラー理由
送付先住所	時効区分	調定額	削除フラグ
送付先住所方書	時効区分名称	引落予定金額	更新年月日
複数サイン	削除フラグ	収入金額	更新時刻
開始年月	更新年月日	収入年月日	更新者職員番号
返還等請求額	更新時刻	振替結果コード	財務会計消込情報
初回請求額	更新者職員番号	債務者カナ氏名	納付方法
月割額	調定情報年度明細	債務者漢字氏名	所属コード
最終分割額	事業コード	本庁管理フラグ	福祉事務所コード
分割回数	福祉事務所コード	削除フラグ	会計年度
終了予定年月	管轄コード	更新年月日	会計コード
変更月	管轄コード名称	更新時刻	予算科目 款
変更予定年月	債権番号	更新者職員番号	予算科目 項
現年度新調定額	枝番	財務会計入金情報	予算科目 目
現年度旧調定額	調定年度	納付方法	予算科目 節
前年度以前調定額合計	年度	所属コード	予算科目 付記
現年度新収入額	納入通知書サイン	会計年度	収入済日 年

収入済日 月	民間住宅コード
収入済日 日	金額
債権番号	債権化対象フラグ
枝番	削除フラグ
収入金額	更新年月日
期	更新時刻
月	更新者職員番号
消込フラグ	督促状対象
エラー理由	事業コード
移管後事務所コード	福祉事務所コード
削除フラグ	債権番号
更新年月日	枝番
更新時刻	本庁管理フラグ
更新者職員番号	調定年度
収入情報	調定種別
事業コード	更新年月日
福祉事務所コード	更新時刻
管轄コード	更新者職員番号
管轄コード名称	債権移管先情報
債権番号	事業コード
枝番	福祉事務所コード
調定年度	管轄コード
納付期月	管轄コード名称
収入年月日	債権番号
費目コード	枝番
収入金額	移管後事務所コード
費目コード2	移管後債権番号
納付方法	振替結果情報
削除フラグ	事業コード
更新年月日	福祉事務所コード
更新時刻	引落銀行番号
更新者職員番号	引落支店番号
戻入債権化対象	預金種目
事業コード	口座番号
福祉事務所コード	預金者名
連番	引落金額
ケース番号	納付書番号
員番号	期月
個人番号	予備01
医療機関種別	振替結果コード
医療機関コード	連携情報
施設種別	個人番号
施設コード	団体内統合宛名番号
介護事業者コード	情報提供用個人識別符号
学校種別	情報提供等記録
学校コード	氏名
業者種別	住所
業者コード	性別
施術者コード	生年月日
民間住宅種別	

共通

他法資格情報	PKG予備2	員番号	更新時刻
事業コード	PKG予備3	介護資格履歴番号	更新者職員番号
福祉事務所コード	PKG予備4	介護事業者番号	レセプト請求情報
管轄コード	PKG予備5	介護サービス種類	公費負担者番号
管轄コード名称	予備1	介護サービス種類名称	医療機関コード
事業管理番号	予備2	サービス期間 自	受給者番号
ケース番号	予備3	サービス期間 至	受診年月
員番号	予備4	削除フラグ	レセプト検索番号
他法種別コード	予備5	更新年月日	レセプト管理番号
他法種別名称	削除フラグ	更新時刻	基金処理年月
他法種別履歴番号	更新年月日	更新者職員番号	年齢
有効期間 自	更新時刻	印字フラグ	レセプト種別
有効期間 至	更新者職員番号	民生委員改選情報	氏名
保険者番号	保険者名	世帯主個人番号	本人支払額
受給者番号	印字フラグ	ケース番号	カナ氏名
記号	介護資格情報	旧民生委員番号	単独併用区分
番号	事業コード	民生委員地区コード	入院外来区分
社保得失コード	福祉事務所コード	決定年月日	保険種別1
社保得失名称	管轄コード	新民生委員番号	保険種別2
本人家族区分コード	管轄コード名称	委員重複フラグ	性別
本人家族区分名称	事業管理番号	割当不可フラグ	生年月日 和暦区分
公費負担者番号	ケース番号	改選済フラグ	生年月日
病院医療機関種別	員番号	更新年月日	診療日数
病院医療機関コード	介護資格履歴番号	更新時刻	請求点数
薬局医療機関種別	要介護状態区分	更新者職員番号	レセプト医療機関名
薬局医療機関コード	要介護状態区分名称	国保連請求情報	受診年月元月付
病院医療機関種別2	生保負担割合	国保連請求区分	受診年月西暦
病院医療機関コード2	介護被保険者番号	生保支援	余白 001
薬局医療機関種別2	保険者番号	連番	再審査取り込み年月
薬局医療機関コード2	保険者名称	京都市処理月	再審査理由
病院医療機関種別3	訪問通所系限度額	公費負担者	再審査結果
病院医療機関コード3	居宅介護事業者	区コード	再審査申請年月
薬局医療機関種別3	サービス計画適用開始	受給者番号	再審査詳細理由
薬局医療機関コード3	サービス計画適用終了	対象年月	再審査申し出機関
病院医療機関種別4	認定有効開始年月日	被保険者番号	当初点数
病院医療機関コード4	認定有効廃止年月日	介護機関コード	調整金額
薬局医療機関種別4	認定年月日	介護機関名	突合エラーフラグ
薬局医療機関コード4	印字フラグ	原審単位数	本人支払エラーフラグ
介護保険資格区分	登録年月日	決定単位数	単併エラーフラグ
介護保険資格区分名称	削除フラグ	決定負担額	受給者番号無フラグ
介護被保険者番号	更新年月日	調整単位数	医療機関無フラグ
要介護状態区分	更新時刻	調整負担額	他法資格無フラグ
要介護状態区分名称	更新者職員番号	保険者コード	本人支払額有フラグ
認定有効開始年月日	介護サービス	保険者名	更新区分
認定有効廃止年月日	事業コード	サービス名	発券済フラグ
疾患名コード	福祉事務所コード	理由	削除フラグ
疾患名称	管轄コード	対象年月西暦	更新年月日
発行機関	管轄コード名称	突合エラーフラグ	更新時刻
備考	事業管理番号	削除フラグ	更新者職員番号
PKG予備1	ケース番号	更新年月日	登録年月日

患者番号
事業コード
福祉事務所コード
患者番号
ケース番号
員番号
個人番号
異動年月日
削除フラグ
更新年月日
更新時刻
更新者職員番号
連携情報
個人番号
団体内統合宛名番号
情報提供用個人識別符号
情報提供等記録
氏名
住所
性別
生年月日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
生活保護関連情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請等の窓口において、申請書等の内容や本人確認書類(免許証等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。 ・情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。 ・操作ログを収集し、不正な操作による対象者以外の情報入手を抑止する。 ・システムへの登録時は入力者以外の者が入力状況を確認し、必要な情報以外の情報登録を防止する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p style="margin: 0;"><選択肢></p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置の内容】</p> <p><システムを通じた入手> システムを通じた入手については、システムを利用する必要がある職員を特定し、認証カード及びパスワードによる認証を実施する。また、利用機能の認可機能により、当該職員がシステム上で参照できる情報を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</p> <p><その他の入手(窓口対応、電話対応等)> ・生活保護事務に関する事務の各種申請等においては、生活保護法の規定に基づき、書面にて本人又は代理人による申請等のみを受領することとし、受領の際は本人又は代理人の本人確認及び必要に応じて委任状の確認を行うこととしている。</p> <p>【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置の内容】</p> <p><入手の際の本人確認の措置> ・各種申請の際、身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。</p> <p><個人番号の真正性確認の措置の内容> ・個人番号カードの提示又は、通知カードと本人確認書類(免許証等)の提示を求め確認を行う。 ・出生等の際、個人番号カード又は通知カードの提示等による確認が困難な場合は、住基システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、確認を行う。</p> <p><特定個人情報の正確性確保の措置の内容> ・システムへの登録時(新規入力、削除及び訂正)は、整合性を確保するために入力者以外の者が確認する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、必要に応じ情報を照合できるよう、関係者以外の立ち入れない執務室等で保管する等の適切な措置を講じる。</p> <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手する際は、他の来庁者の覗き込み等ができないような措置を取る。 ・特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。 ・インターネットにつながるネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム間のアクセスは必要なもののみ限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p style="margin: 0;"><選択肢></p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する職員にのみ認証カードを発行し、所属長が当該職員の行う使用権限を限定的に付与する。 ・職員ごとに設定されたパスワードによる認証を行い、パスワードに一定の有効期限を設ける。 ・認証の記録を保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置】 ・端末画面は、来庁者から見えないようにする。	
【権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクに対するその他の措置】 <アクセス権限の発効・失効の管理に対する措置の内容> ・職員毎に、業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。 ・職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 <アクセス権限の管理に対する措置の内容> ・職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、システムの操作履歴の記録を保管する。 <特定個人情報の使用の記録に対する措置の内容> ・特定個人情報を扱うシステムの操作履歴(ユーザーID、操作日時、処理事由等)を記録している。 ・必要に応じて操作履歴を解析し、不適切なアクセスがないか確認する。	
【従業者が事務外で使用するリスクに対する措置】 ・システムの操作履歴を記録する。また、そのことを職員に周知する。 ・システム利用職員への研修会等において、事務外利用の禁止等について周知する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。	
【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置】 ・所管課設置のオンライン端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・システム委託については、共通仕様書において、次のとおりデータ等の適正な管理について定めている。 目的外利用の禁止、複写・複製の原則禁止、特定個人情報の閲覧者・更新者を制限、特定個人情報の提供先の限定、情報漏えいを防ぐための保管管理責任、個人情報の取扱いについてのチェックの実施及び報告、委託先の視察・監査の実施、再委託の原則禁止 ・再委託の原則禁止業務委託については、仕様書において、次のとおり個人情報等の保護について定めている。 個人情報保護の徹底、目的外利用の禁止、情報漏えいを防ぐための管理責任、守秘義務の徹底、個人情報保護のための研修の実施
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託を禁止する。 ・特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。

その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【情報保護管理体制の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先の社会的信用と能力を確認。具体的には、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、ISO9000等の認証の取得又はプライバシーマークの認定等を委託先選定の条件とし、共通仕様書に記載のある「データ等の適正な管理」の内容を遵守する事を前提に業者に委託する。業務委託については、仕様書に記載のある「個人情報等の保護」の内容を遵守することを前提に業者に委託する。 ・委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 <p>【特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 <p>【特定個人情報ファイルの取扱いの記録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(ユーザーID、操作日時、処理事由(又は処理内容))を記録する。 ・システムのオペレーションや運用保守における作業記録を残す。 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者からセキュリティ研修等の実施等、適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 <p>【特定個人情報の提供ルール】</p> <p><委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法></p> <p>「京都市情報セキュリティ対策基準」「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」により、個人情報を取り扱う情報システムに関して、随意契約により契約を締結しようとする場合は、原則として再委託を禁止することとし、コンソーシアム(複数事業者による連合体)と契約を締結すること、又は契約を履行するすべての事業者と直接契約を締結することとしている。このため委託先からさらに他者に情報を提供する必要はないようになっている。例外的に再委託する場合は、電子情報の第三者への提供を禁止する条項及び京都市への定期的な報告義務を課す条項を付して許可することになっている。</p> <p><委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法></p> <p>(システム運用等委託)</p> <p>システムのオペレーション業務や運用保守業務の委託に関しては、委託業務の実施場所を庁舎内に限定し、データの外部への持ち出しを認めない。</p> <p>(業務委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書等において、委託業務の実施場所を庁舎内に限定し、データの外部への持ち出しを禁止している。 ・システムへのアクセス履歴を記録し、必要があると認めるときは点検を行う。 ・委託契約書の検査条項に基づき必要があると認めるときは検査を行う。 <p>【特定個人情報の消去ルール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書に記載のある「データ等の廃棄」の内容を遵守する事を前提に委託する。 ・委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。 		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転については、番号法、京都市個人情報保護条例その他関係法令に従い、提供・移転の可否を判断する。他の業務に係る電子計算機処理の目的で収集された電子情報を利用する場合は、あらかじめ書面により、当該電子情報を管理する業務主管部署の承認を得る。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【特定個人情報の提供・移転の記録に関する具体的な方法】

特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録をシステム上で管理し、保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。

【不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置の内容】

- ・操作ログを収集し不適切な提供・移転を抑止する。
- ・媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

【誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク】

<誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置>

- ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。

<誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置>

- ・情報を提供・移転するときは、提供先・移転先を十分に確認する。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手)

[] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

<京都市における措置>

- ①ログイン時の職員認証により、あらかじめ承認された職員以外は情報を入手できないようにする。
- ②操作ログを収集し、不適切な情報の入手を抑止する。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。
 - ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。
- (※2) **番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表及び番号法第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。**
- (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

リスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><京都市における措置> ・中間サーバーへ情報を登録する際に、登録した情報、日時等を記録し、不正な提供を抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>【安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置の内容】 <京都市における措置> ①システム間の接続は、インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置の内容】 <京都市における措置> ①中間サーバーから各業務システム宛ての情報照会結果の中継においては、業務システムに合わせるため、文字やコードを変換することを除き、照会結果内容の変更は行わない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容】 <京都市における措置> ①インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。</p>
--

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。
 - ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。
 - ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。
 - ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

【不適切な方法で提供されるリスクに対する措置の内容】

＜京都市における措置＞

- ①インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。
- ②情報提供の記録を保存し、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
 - ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する機能。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

【誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置の内容】

＜京都市における措置＞

①中間サーバーへの情報の登録を適切な頻度で行い、その正確性を担保する。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

【その他のリスクに対する措置の内容】

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
----------------	--------------	--

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><京都市における措置> ①新規採用時の研修や課長級向け研修などの各階層別等の研修において、個人情報保護・情報セキュリティに定めた規定等について説明し、周知徹底している。 ②毎年情報セキュリティ対策強化月間を設定し、情報セキュリティや個人情報の取扱いに関する自己点検・職場研修を実施している。 ③各システムの操作マニュアルにセキュリティの項目を設け、操作の際に特に注意を要する点を記載する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>【自己点検】 <京都市における措置> ①定期的に担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>【監査】 <京都市における措置> ①定期的に、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による内部監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検するとともに、その結果を踏まえて必要に応じ体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</p> <p>②定期的に、専門的な知識を有する外部の専門家により、使用するシステムに係るセキュリティ監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
②請求方法	京都市個人情報保護条例第14条、第24条又は第30条に基づき、開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課 〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中信御池ビル3F TEL 075-251-1175
②対応方法	問合せ内容及びその対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年3月2日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月31日	I 1②事務の概要	生活保護法に基づき、以下の事務を行う。	生活保護法に基づき、以下の事務を行う。 (外国人は生活保護法の対象とはならないが、昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、日本人に対する決定実施の取扱いに準じて事務を行う。)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年8月31日	I 4個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 番号法第9条第2項に基づく条例	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年8月31日	I 5②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第9項、第10項、第14項、第16項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第50項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第116項、第120項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第26項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第9項、第10項、第14項、第16項、第20項、第21項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第50項、第53項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第116項、第120項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第26項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 (3) 番号法第9条第2項に基づく条例	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年8月31日	II 5提供先3②	児童福祉法による障害児入所給付費、特例障害児入所給付費若しくは高額障害児入所給付費の支給又は費用の支払い命令に関する事務	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年8月31日	II 5提供先24	(追加の記載)	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

平成28年8月31日	II 5提供先25	(追加の記載)	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年8月31日	II 5提供先26	(追加の記載)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年8月31日	II 5移転先1⑥移転方法	紙	紙, その他(本市共通システム基盤の情報提供機能)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年8月31日	II 5移転先2⑥移転方法	紙	紙, その他(本市共通システム基盤の情報提供機能)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年8月31日	II 5移転先3⑥移転方法	紙	紙, その他(本市共通システム基盤の情報提供機能)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年8月31日	II 5移転先4⑥移転方法	紙	紙, その他(本市共通システム基盤の情報提供機能)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年8月31日	II 5移転先5～	(追加の記載)	(移転先を追加)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年8月31日	III 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【特定個人情報の提供ルール】 ＜委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法＞ 「情報システムの委託に関する管理基準」「電子計...	【特定個人情報の提供ルール】 ＜委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法＞ 「京都市情報セキュリティ対策基準」「電子計...	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成30年11月20日	I 1②事務の概要	(追加の記載)	・対象者の申請に基づき、進学準備給付金の支給をする。	事前	
平成30年11月20日	I 5②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第9項, 第10項, 第14項, 第16項, 第20項, 第21項, 第24項, 第26項, 第27項, 第28項, 第30項, 第31項, 第50項, 第53項, 第54項, 第61項, 第62項, 第64項, 第70項, 第87項, 第90項, 第94項, 第104項, 第106項, 第108項, 第116項, 第120項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第14条, 第15条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第9項, 第10項, 第14項, 第16項, 第20項, 第21項, 第24項, 第26項, 第27項, 第28項, 第30項, 第31項, 第37項, 第38項, 第50項, 第53項, 第54項, 第61項, 第62項, 第64項, 第70項, 第87項, 第90項, 第94項, 第104項, 第106項, 第108項, 第116項, 第119項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第24条, 第26条の4, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第59条の2, 第59条の3	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	I 6①部署	保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課	保健福祉局 生活福祉部 生活福祉課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 2⑥事務担当部署	京都市 保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課	京都市 保健福祉局 生活福祉部 生活福祉課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 3①入手元	文化市民局地域自治推進室, 行財政局税務部, 保健福祉局児童家庭課, 保健福祉局介護保険課, 教育委員会, 保健福祉局障害保健福祉推進室, 都市計画局住宅管理課	文化市民局地域自治推進室, 行財政局税務部, 子ども若者はぐみ局子ども家庭支援課, 保健福祉局介護ケア推進課, 教育委員会, 保健福祉局障害保健福祉推進室, 都市計画局住宅管理課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。

平成30年11月20日	II 3④使用の主体	地域福祉課, 監査適正給付推進課, 各区役所・支所保護課／支援保護課／福祉介護課	保健福祉局生活福祉部生活福祉課, 各区役所・支所健康福祉部生活福祉課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5提供先23①	番号法第9条第7項別表第2第120項	番号法第9条第7項別表第2第119項	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5提供先27	(追加の記載)	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5提供先28	(追加の記載)	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務	事後	記載内容を正確化したため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5移転先2	保健福祉局 長寿社会部 介護保険課	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5移転先5	保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5移転先6	保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5移転先8	保健福祉局 子育て支援部 児童福祉センター児童相談所	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 児童福祉センター児童相談所	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5移転先10	保健福祉局 子育て支援部 保育課	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5移転先11	保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5移転先12	保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課	保健福祉局 保健衛生推進室 健康安全課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5移転先16	保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5移転先17	保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5移転先18	保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5移転先19	保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5移転先21	保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5移転先22	保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5移転先23	保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課	保健福祉局障害保健福祉推進室	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5移転先24	保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5移転先25	保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5移転先27	保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5移転先29	保健福祉局 保健衛生推進室 保険医療課	保健福祉局 保健衛生推進室 健康安全課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	II 5移転先30	保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更に該当しない。
平成30年11月20日	(別添1)ファイル記録項目	(追加の記載)	(進学準備給付金関連項目を追加)	事前	

平成30年11月20日	IV2①連絡先	京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課	京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。
令和4年9月14日	I～V	、(カンマ)	、(読点)	事後	文書作成の要領の改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。
令和4年9月14日	I4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	記載内容を正確化するため重要な変更には該当しない。
令和4年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要	(追加の記載)	3. ①入手元に「デジタル庁」を追加 3. ⑤使用方法—情報の突合に公金受取口座に関する記述を追加(4また書き以降)	事前	
令和4年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要	5 提供先1～28 「番号法第9条第7項〇〇号」	5 提供先1～28 「番号法第19条第8号別表第二第〇〇項」	事後	記載内容を正確化するため重要な変更には該当しない。
令和4年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要	5 移転先29 健康安全課	5 移転先29 医療衛生企画課	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。
令和5年3月6日	I1②事務の内容	(追加の記載)	医療扶助のオンライン資格確認に係る記載の追加	事前	
令和5年3月6日	I2 システム1②システムの機能	(追加の記載)	医療扶助のオンライン資格確認に係る文言を追加	事前	
令和5年3月6日	I2 システム2③他のシステムとの接続	(追加の記載)	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年3月6日	I2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する	(追加の記載)	システム4を追加	事前	
令和5年3月6日	I5②法令上の根拠	1(1)第21項	削除	事後	記載内容を正確化するため重要な変更には該当しない。
令和5年3月6日	I5②法令上の根拠	(追加の記載)	1 情報提供の根拠 番号法第19条第5号 2 情報照会の根拠 番号法第14条第2号	事前	
令和5年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要	(追加の記載)	委託事項2、3を追加	事前	
令和6年6月26日	I4個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 番号法第9条第2項に基づく条例	番号法第9条第1項 別表の23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 番号法第9条第2項に基づく条例	事後	

<p>令和6年6月26日</p>	<p>I 5②法令上の根拠</p>	<p>1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第9項、第10項、第14項、第16項、第20項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第37項、第38項、第50項、第53項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第116項、第119項</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3</p> <p>(3) 番号法第19条第5号</p> <p>2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第26項</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条</p> <p>(3) 番号法第9条第2項に基づく条例</p> <p>(4) 番号法第14条第2号</p>	<p>1 情報提供の根拠 (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第43項、第48項、第49項、第59項、第63項、第69項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第125項、第132項、第141項、第144項、第155項、第158項、第161項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項</p> <p>(2) 番号法第19条第5号</p> <p>2 情報照会の根拠 (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第42項、第43項</p> <p>(2) 番号法第9条第2項に基づく条例</p> <p>(3) 番号法第14条第2号</p>	<p>事後</p>	
------------------	-------------------	---	--	-----------	--

<p>令和6年9月19日</p>	<p>I 5②法令上の根拠</p>	<p>1 情報提供の根拠 (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第43項、第48項、第49項、第59項、第63項、第69項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第125項、第132項、第141項、第144項、第155項、第158項、第161項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項 (2) 番号法第19条第5号</p> <p>2 情報照会の根拠 (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第42項、第43項 (2) 番号法第9条第2項に基づく条例 (3) 番号法第14条第2号</p>	<p>1 情報提供の根拠 (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第13項、第14項、第20項、第28項、第37項、第42項、第49項、第53項、第59項、第63項、第69項、第74項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第108項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項 (2) 番号法第19条第5号</p> <p>2 情報照会の根拠 (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第18項、第40項、第42項、第43項、第48項、第161項、第162項 (2) 番号法第9条第2項に基づく条例 (3) 番号法第14条第2号</p>	<p>事後</p>	
------------------	-------------------	--	---	-----------	--

<p>令和6年9月19日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p>	<p>提供先1の①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2第9項 提供先2の①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2第10項 提供先3の①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2第14の項 提供先4の①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2第16項 提供先5の①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2第24項 提供先6の①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2第26項 提供先7の①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2第27、28項 提供先9の①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2第31項 提供先10の①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2第50項 提供先11の①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2第54項 提供先12の①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2第61項 提供先13の①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2第62項 提供先14の①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2第64項 提供先15の①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2第70項 提供先16の①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2第87項 提供先17の①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2第90の項 提供先18の①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2第94項 提供先20の①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2第106項</p>	<p>提供先1の①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令 第2条 第13項 提供先2の①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令 第2条 第14項 提供先3の①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令 第2条 第18項 提供先4の①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令 第2条 第20項 提供先5の①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令 第2条 第40項 提供先6の①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令 第2条 第42項 提供先7の①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令 第2条 第48、49項 提供先9の①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令 第2条 第53項 提供先10の①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令 第2条 第74項 提供先11の①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令 第2条 第76項 提供先12の①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令 第2条 第86項 提供先13の①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令 第2条 第92項</p>	<p>事後</p>	
------------------	-------------------------	--	--	-----------	--

		(続き)	提供先14の①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令 第2条 第89項 提供先15の①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令 第2条 第96項 提供先16の①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令 第2条 第125項 提供先17の①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令 第2条 第128項 提供先18の①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令 第2条 第132項 提供先20の①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令 第2条 第141項	事後	
令和6年9月19日	II 特定個人情報ファイルの概要	提供先8、19	削除	事後	